



# 歯科衛生士の業務のあり方等に関する検討の進め方（案）

- 1.これまでの議論の状況
2. 歯科衛生士を取り巻く状況と現状
3. 今後の進め方
4. 歯科衛生士の必要数の推計（案）

# 歯科衛生士を取り巻く現状と課題

## 現状

### 【歯科衛生士を取り巻く状況】

- 人口の高齢化やう蝕の減少や歯周病を持つ者の増加等の歯科疾患の疾病構造の変化により、歯科医療に対するニーズは変化しており、それに伴い歯科衛生士に求められる業務も多様化している。

### 【就業歯科衛生士の状況】

- 就業歯科衛生士数は、約就業者数は約14万人(令和4年)で増加傾向にあるものの、離職者が多く、就業者は免許取得者の約半数となっている。また、就業者の99%が女性となっている。
- 歯科診療所1か所あたりの歯科衛生士数の平均は約1.8人であるが、就業歯科衛生士数は、都道府県間で地域差がある。

### 【歯科衛生士の養成状況】

- 歯科衛生士養成施設数は令和5年度で183校であり、年々増加しているが、入学者は減少となっている。
- 養成施設の修業年限は平成16年に3年以上となり、3年制の養成施設が約9割である。(3年制169校・4年制14校(R5年度))

### 【業務内容】

- スケーリング・ルートプレーニングや歯周組織検査は9割以上の歯科衛生士が実施しているが、入院患者の口腔管理等を実施している者は半数以下となっている。
- 在宅や施設の療養患者や入院患者における口腔健康管理のニーズの高まり等により、小児の口腔育成や高齢者の口腔機能低下等への対応等、歯科衛生士の歯科保健指導の内容が多様化している。
- また、口腔外科領域の診療の補助行為については、少ないものの一定数実施している者がいる。
- 一方で、現状における歯科衛生士による歯科診療の補助行為としての局所麻酔行為については、卒前教育が不十分であることが指摘されている。

## 課題

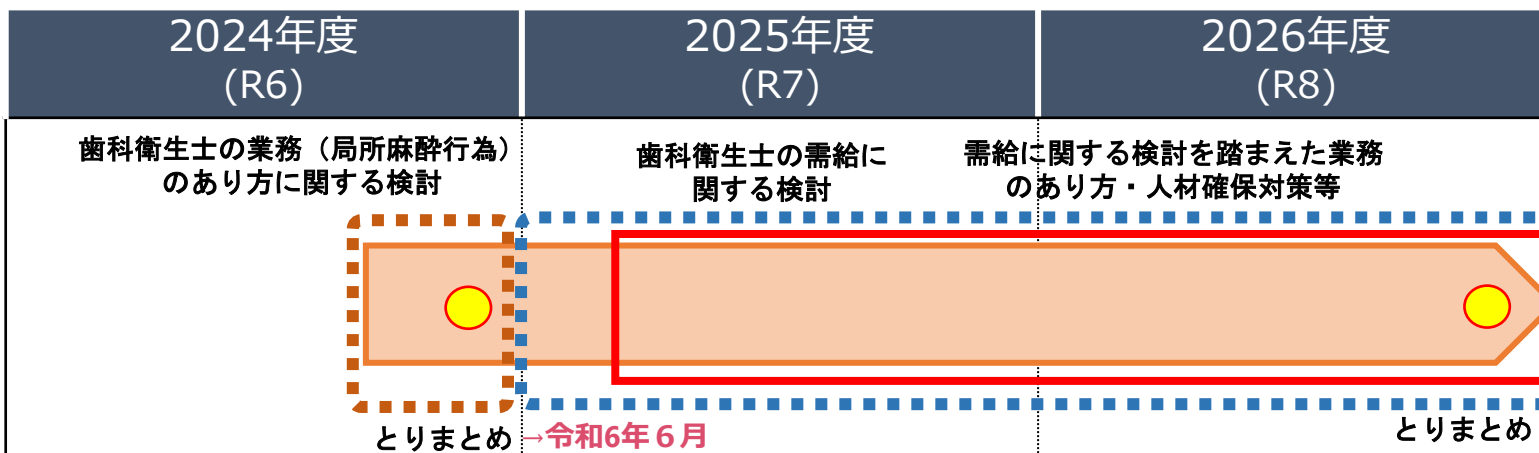
- 歯科衛生士による歯科保健指導等の口腔健康管理については、入院患者や在宅療養患者等のニーズが増加している一方で、これらの業務を行う歯科衛生士は歯周治療関連の行為に比べて少ない。
- 歯科衛生士資格取得者数、業務従事者数は増加しているが、ニーズの増加や業務従事者の地域偏在等により「歯科衛生士が足りない」という意見もあるが、需給の検討や必要数の分析は十分に行われていない。
- また、ライフイベント等による離職者数も多く、復職支援や人材確保対策は喫緊の課題である。

# 歯科衛生士の業務のあり方等に関する検討会 検討の進め方

- 歯科衛生士を取り巻く現状と課題を踏まえ、本検討会では以下の内容を議論することとしてはどうか。
- なお、検討にあたっては、近年問い合わせ等が増えている局所麻酔行為に関する業務のあり方を最初に検討する。

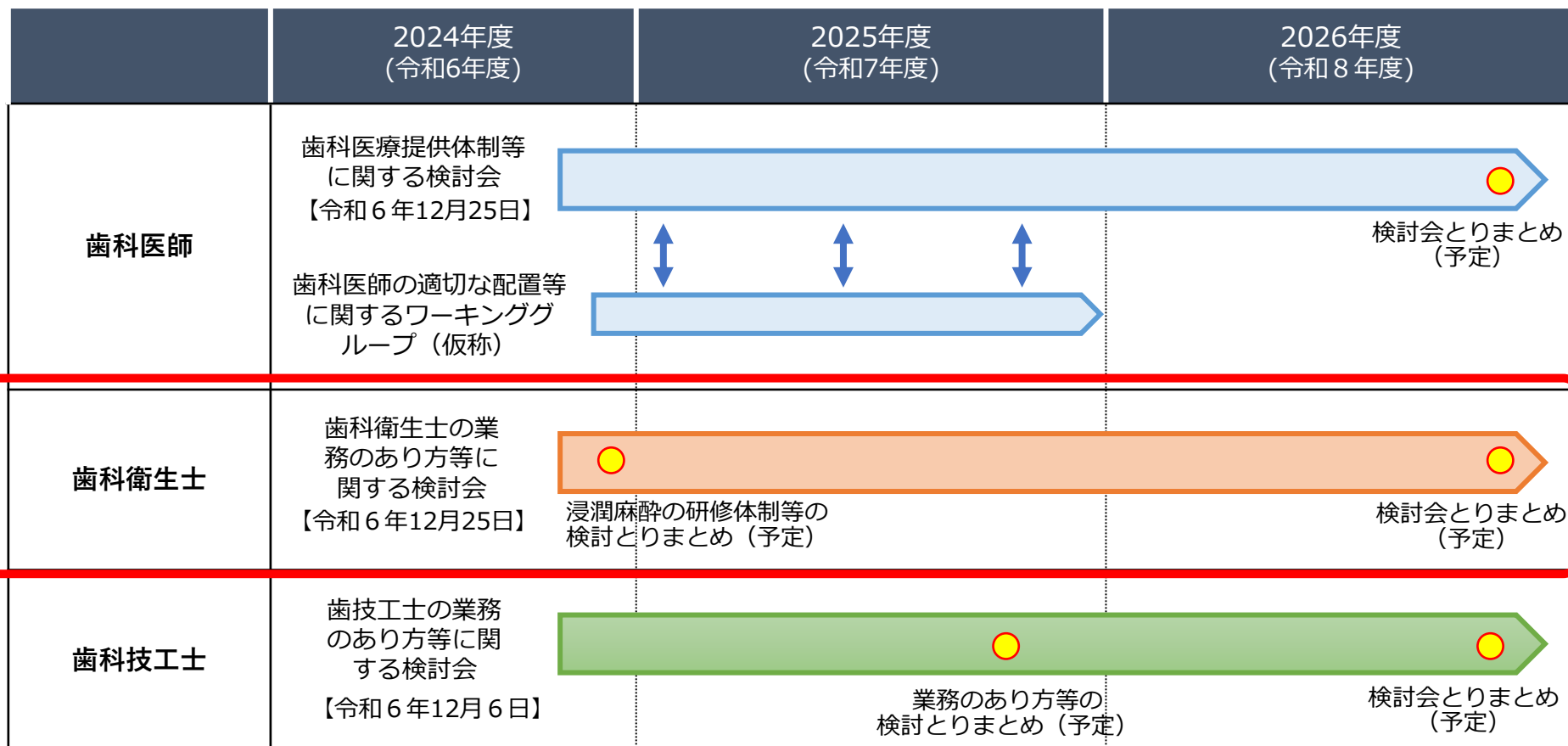
1. 歯科衛生士の業務（診療の補助行為としての局所麻酔行為）のあり方
2. 近年の歯科保健医療のニーズの増加を踏まえた歯科衛生士の需給の検討
  - ・ ニーズに対応するための業務のあり方について
  - ・ ニーズに対応するための歯科衛生士の必要量について
3. 歯科衛生士の人材確保対策に関する検討
  - ・ 各地域で必要な歯科衛生士を確保するための方策について
  - ・ 復職支援のための方策について
  - ・ 離職防止のための方策について
  - ・ ニーズに対応できる歯科衛生士を養成するための教育内容について

## 【検討スケジュール（案）】



- 都道府県において、地域に必要な歯科医療提供体制を構築できるよう、本検討会において今後の必要量や歯科医師の適切な配置に関する検討を行い、その検討結果も踏まえ、具体的な対策について議論を行ってはどうか。
- 必要量や歯科医師の適切な配置を議論するにあたり、本検討会の下に「歯科医師の適切な配置等に関するワーキンググループ（仮称）」を新たに設置し、本検討会において基本的な考え方を議論するとともに、個別具体的な分析等については同ワーキンググループで集中的に議論を行ってはどうか。

歯科専門職の業務や需給推計等の検討に関する議論のロードマップ（案）



1. これまでの議論の状況
2. 歯科衛生士を取り巻く状況と現状
3. 今後の進め方
4. 歯科衛生士の必要数の推計（案）

# 歯科医療提供体制等に関する検討会中間とりまとめ

## （１）かかりつけ歯科医の役割

- 住民・患者ニーズへのきめ細やかな対応、切れ目のない提供体制の確保、他職種との連携の確保
- 訪問歯科診療や障害児・者への対応、患者の基礎疾患や認知症の有無、多剤服用に係る状況等への理解、ライフステージに応じた歯科疾患の予防や口腔の管理への対応
- かかりつけ歯科医を持つことができる歯科医療提供体制の構築や、かかりつけ歯科医を持つ意義についての普及啓発等の推進
- 新興感染症発生・拡大時における歯科医療提供体制の整備

## （３）病院歯科等の役割

- それぞれの地域における役割の明確化
- 歯科医療従事者の配置状況や機能等の把握・分析
- 果たす役割を認識し、歯科診療所等との連携の推進
- 医科歯科連携の推進（入院患者等に対する口腔の管理等）
- 歯科医療資源の再構成による機能分化や連携体制の構築等、既存の歯科診療所や有床診療所等の効果的な活用について併せて検討することの重要性

## （５）障害児・者等への歯科医療提供体制

- 障害の内容や重度別の分析に加え、対応が可能な歯科医療機関の機能の見える化
- いわゆる口腔保健センターや規模・特性の多様化を踏まえた歯科診療所に求められる役割の整理
- ハード（設備整備等）及びソフト（人材育成、多職種連携等）の両面での取組の充実
- 医療的ケア児を含め障害児・者等が、地域の歯科医療ネットワーク等、地域で支えられ歯科医療を受けることができる歯科医療提供体制の構築

## （７）都道府県等行政における歯科医療提供体制の検討の進め方について

- 地域ごとの歯科医療資源や住民ニーズの把握・見える化、PDCAサイクルに基づく取組の推進、計画的な評価の実施
- 歯科医療提供体制の目指す姿を設定し、バックキャストで考えることの重要性
- 地域の関係団体等と連携し、目指す姿や目標等の共通認識を深めながら取り組むことの重要性

## （２）歯科医療機関の機能分化と連携

- 各歯科医療機関の機能の把握・見える化の推進
- 国民・患者からの多様化するニーズへの対応や高い専門性を有することが求められるため、診診連携・病診連携の推進により、地域においてカバーできる体制づくりの必要性
- ICTの利活用等の推進
- 歯科医療資源に応じた機能分化や連携の在り方等、地域特性に応じた歯科医療提供体制の構築の検討

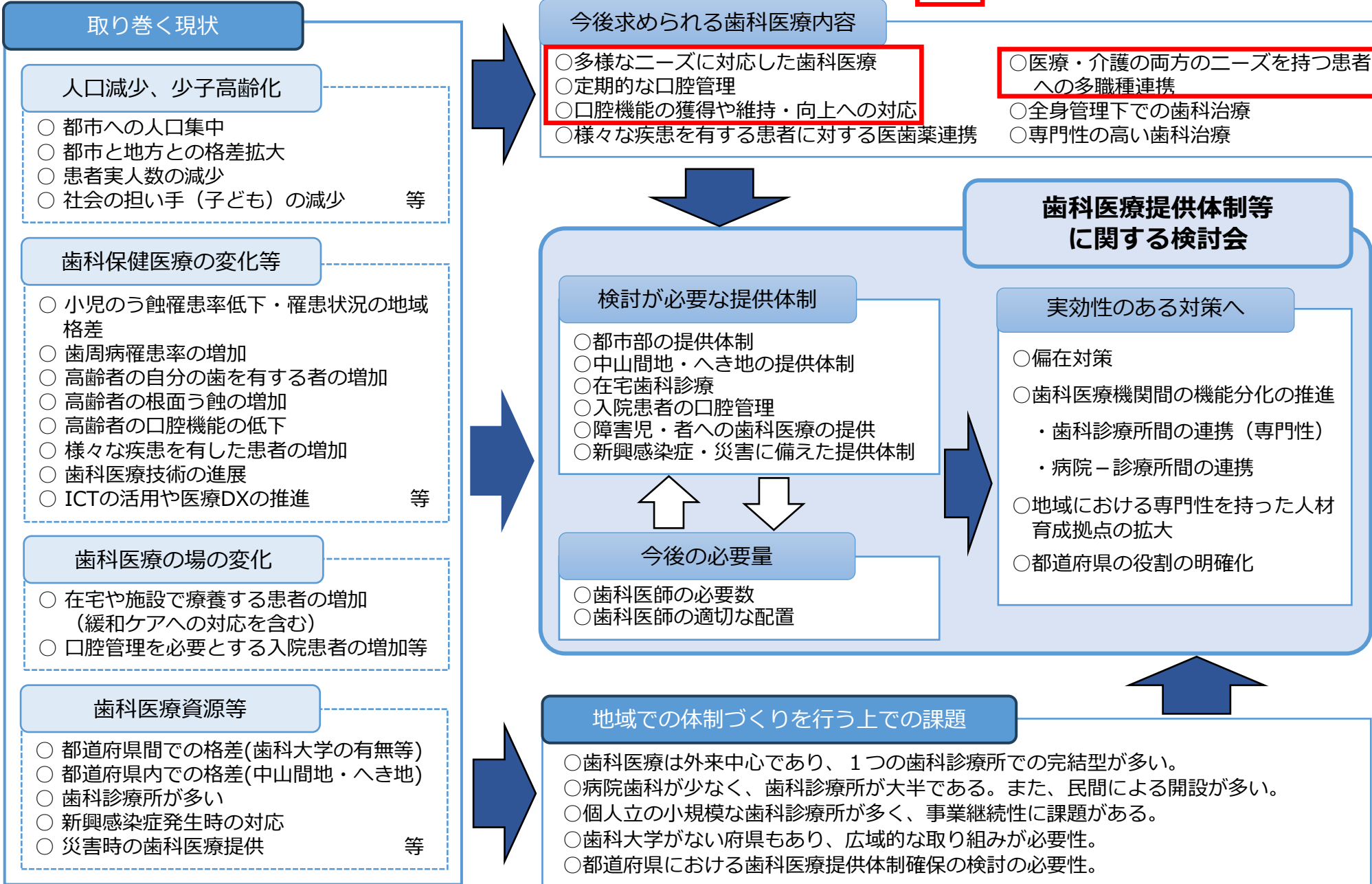
## （４）地域包括ケアシステムにおける医科歯科連携・多職種連携

- 他職種の口腔の管理への関心を高めるため、他職種からの歯科医療に対するニーズを把握し、相互理解を深めることの重要性
- 対応が可能な歯科医療機関の機能を含めた歯科医療資源の見える化
- 他職種等に対し、口腔に関する理解を深めてもらうため、学部・専門分野の教育の段階から、口腔の管理の重要性等を学ぶ機会の充実
- 人生の最終段階における口腔の管理に対する歯科専門職が関与することの重要性

## （６）歯科専門職種の人材確保・育成等

- 歯科専門職が健康に働き続けることのできる環境を整備することの重要性
- 学部教育から臨床研修、生涯研修におけるシームレスな歯科医師育成
- 円滑な多職種連携の推進のため、学部教育の段階から他職種の役割等を継続的に学び、交流を行いながら理解を促進
- 歯科衛生士及び歯科技工士の確保（人材確保、職場環境の整備等）
- 行政、教育機関、関係団体や関係学会等が特性を活かし合い、連携しながら、知識や技術をスキルアップするための取組の実施

: 特に歯科衛生士が強く関わると考えられる内容



# ＜骨太の方針＞ 経済財政運営と改革の基本方針

## 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）（歯科関連）

（注：下線は主な変更箇所）

**糖尿病と歯周病との関係など全身の健康と口腔の健康に関するエビデンスの活用**、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた具体的な取組、オーラルフレイル対策・疾病の重症化予防につながる**歯科専門職による口腔健康管理の充実**、歯科医療機関・医歯薬連携などの多職種連携、**歯科衛生士・歯科技工士の離職対策を含む人材確保**、**歯科技工所の質の担保**、歯科領域のICT活用、**歯科医師の不足する地域の分析等を含めた適切な配置の検討**を含む歯科保健医療提供体制構築の推進・強化に取り組むとともに、有効性・安全性が認められた**デジタル化等の新技術・新材料の保険導入**を推進する。

※第2章 4.（1）「歯科巡回診療」活用等の推進についての記載あり

※第3章 2.（3）「歯科保健教育」の推進についての記載あり

### （参考）「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）（抜粋）

全身の健康と口腔の健康に関する科学的根拠の活用と国民への適切な情報提供、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた**具体的な取組の推進**、オーラルフレイル対策・疾病の重症化予防につながる歯科専門職による口腔健康管理の充実、歯科医療機関・**医歯薬連携を始めとする多職種間の連携**、歯科衛生士・歯科技工士等の人材確保の必要性を踏まえた対応、歯科領域におけるICTの活用の推進、**各分野等における歯科医師の適切な配置の推進**により、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組むとともに、**有効性・安全性が認められた新技術・新材料の保険導入を推進**する。

### （参考）「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）（抜粋）

リハビリテーション、栄養管理及び口腔管理の連携・推進を図る。全身の健康と口腔の健康に関する科学的根拠の集積・活用と国民への適切な情報提供、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組の推進、オーラルフレイル対策・疾病の重症化予防につながる歯科専門職による口腔健康管理の充実、歯科医療機関・**医歯薬連携を始めとする関係職種間・関係機関間の連携**、歯科衛生士・歯科技工士等の人材確保の必要性を踏まえた対応、**歯科技工を含む歯科領域におけるICTの活用を推進**し、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む。また、市場価格に左右されない**歯科用材料の導入**を推進する。

## 歯科衛生士数

- 就業歯科衛生士数は増加傾向であり、令和6年は149,579人（対令和4年：4,396人増）。
- 就業場所別にみると、診療所が約90%、病院は約5%である。

### 就業歯科衛生士数の年次推移

平成16年	18年	20年	22年	24年	26年	28年	30年	令和2年	令和4年	令和6年
79,695	86,939	96,442	103,180	108,123	116,299	123,831	132,629	142,760	145,183	149,579

### 就業場所別にみた就業歯科衛生士【令和6年】

(単位：人)

	歯科衛生士（人）	構成割合（%）
総数	149,579（145,183）	100.0
診療所	135,499（130,806）	90.6（90.1）
病院	7,675（7,460）	5.1（5.1）
保健所	768（707）	0.5（0.5）
都道府県※	123（91）	0.1（0.1）
市町村	1,929（1,987）	1.3（1.4）
介護保険施設等※	1,533（1,372）	1.0（0.9）
歯科衛生士学校又は養成所	1,123（1,768）	0.8（1.2）
事業所	433（309）	0.3（0.2）
その他	496（683）	0.3（0.5）

※括弧（ ）内は平令和4年調査の結果

※1：都道府県は平成28年度から追加された

※2：介護保険施設等は平成30年度より介護医療院が追加されている

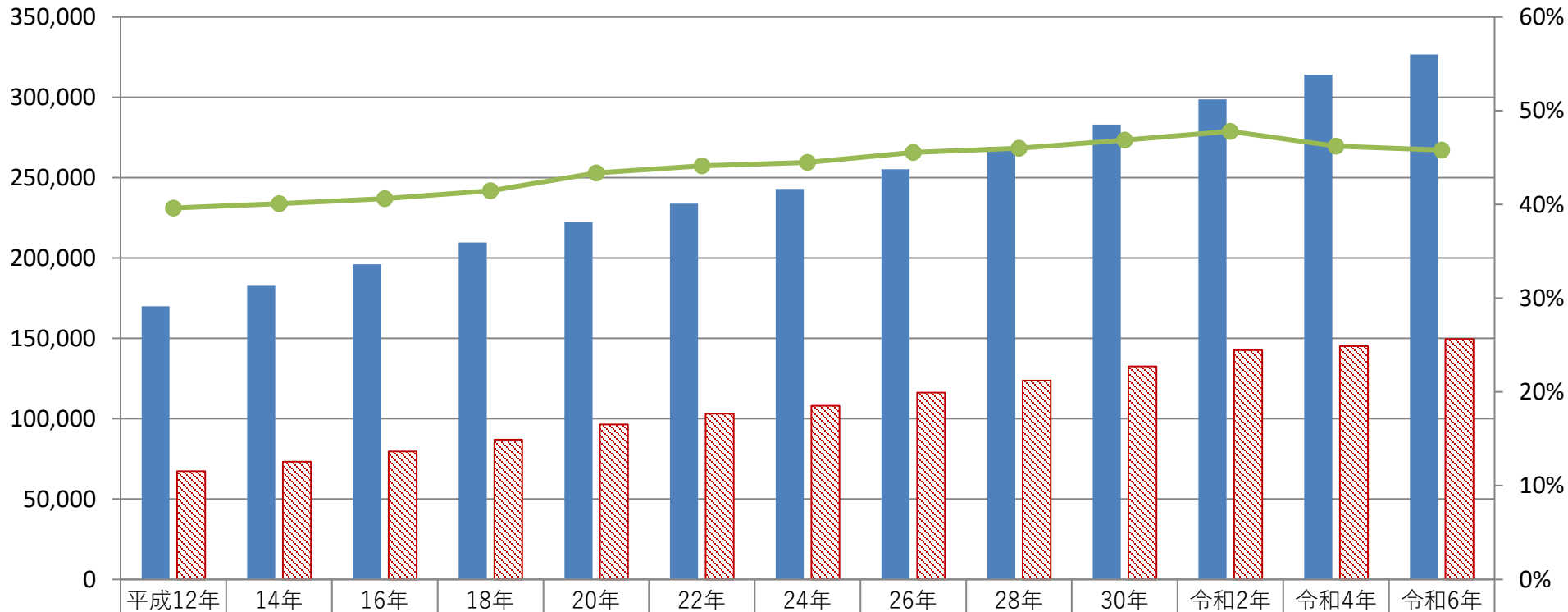
(出典：衛生行政報告例)

# 歯科衛生士免許登録者数、就業歯科衛生士数の年次推移

- 令和6年度末の歯科衛生士免許登録者数は326,651人（対R4年12,508人増）であり、就業歯科衛生士数は149,579人（対R4年4,396人増）である。
- 歯科衛生士免許登録者数のうち就業者の割合（就業割合）は、令和6年では45.8%となっている。

業務従事者数(人)

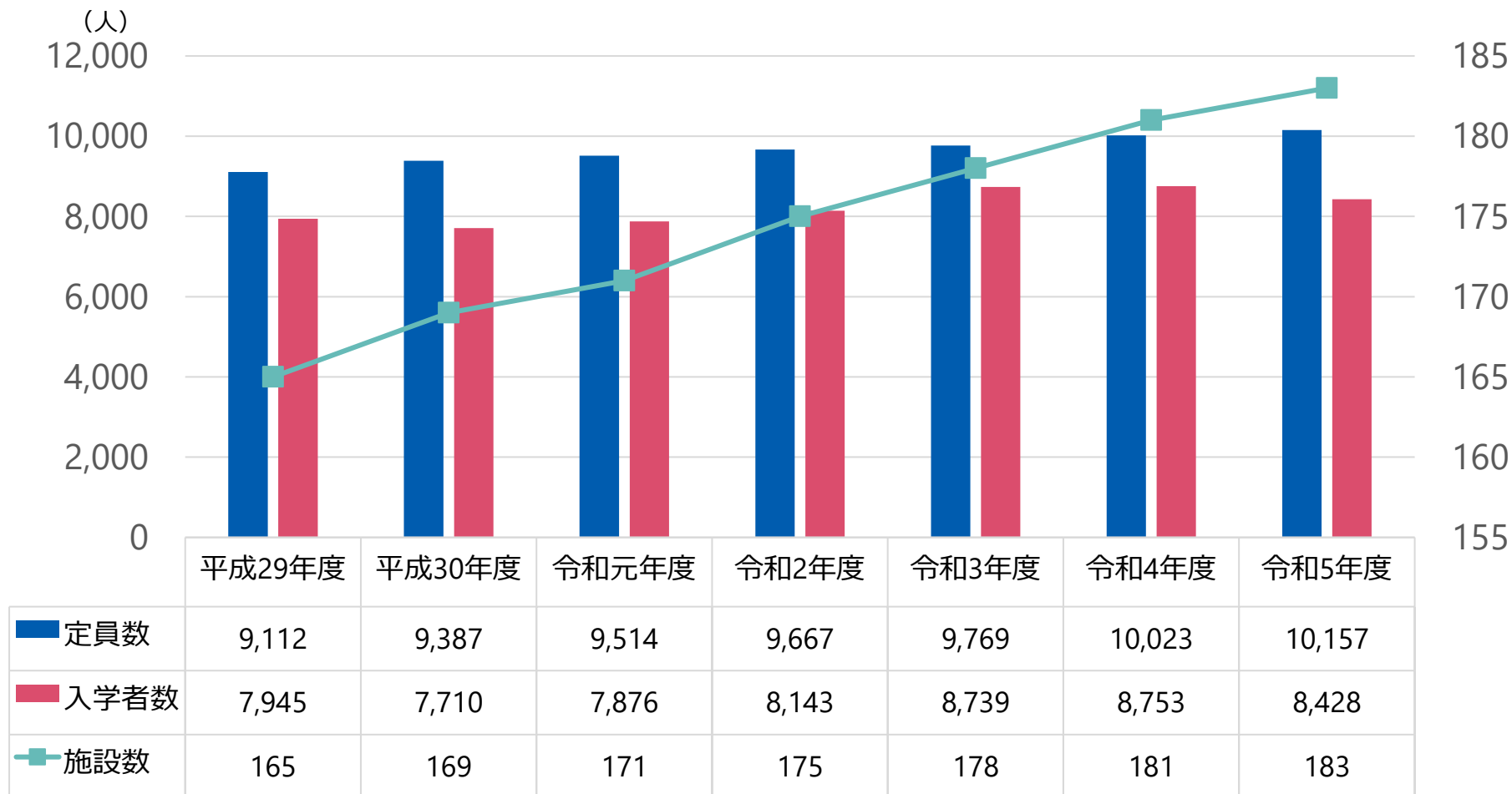
就業割合 (%)



■ 免許登録者数	170,035	182,794	196,143	209,649	222,381	233,906	243,028	255,317	269,226	282,988	298,644	314,143	326,651
▨ 業務従事者数	67,376	73,297	79,695	86,939	96,442	103,180	108,123	116,299	123,831	132,629	142,760	145,183	149,579
● 就業割合 (%)	39.6%	40.1%	40.6%	41.5%	43.4%	44.1%	44.5%	45.6%	46.0%	46.9%	47.8%	46.2%	45.8%

# 歯科衛生士養成施設定員数・入学者数・施設数

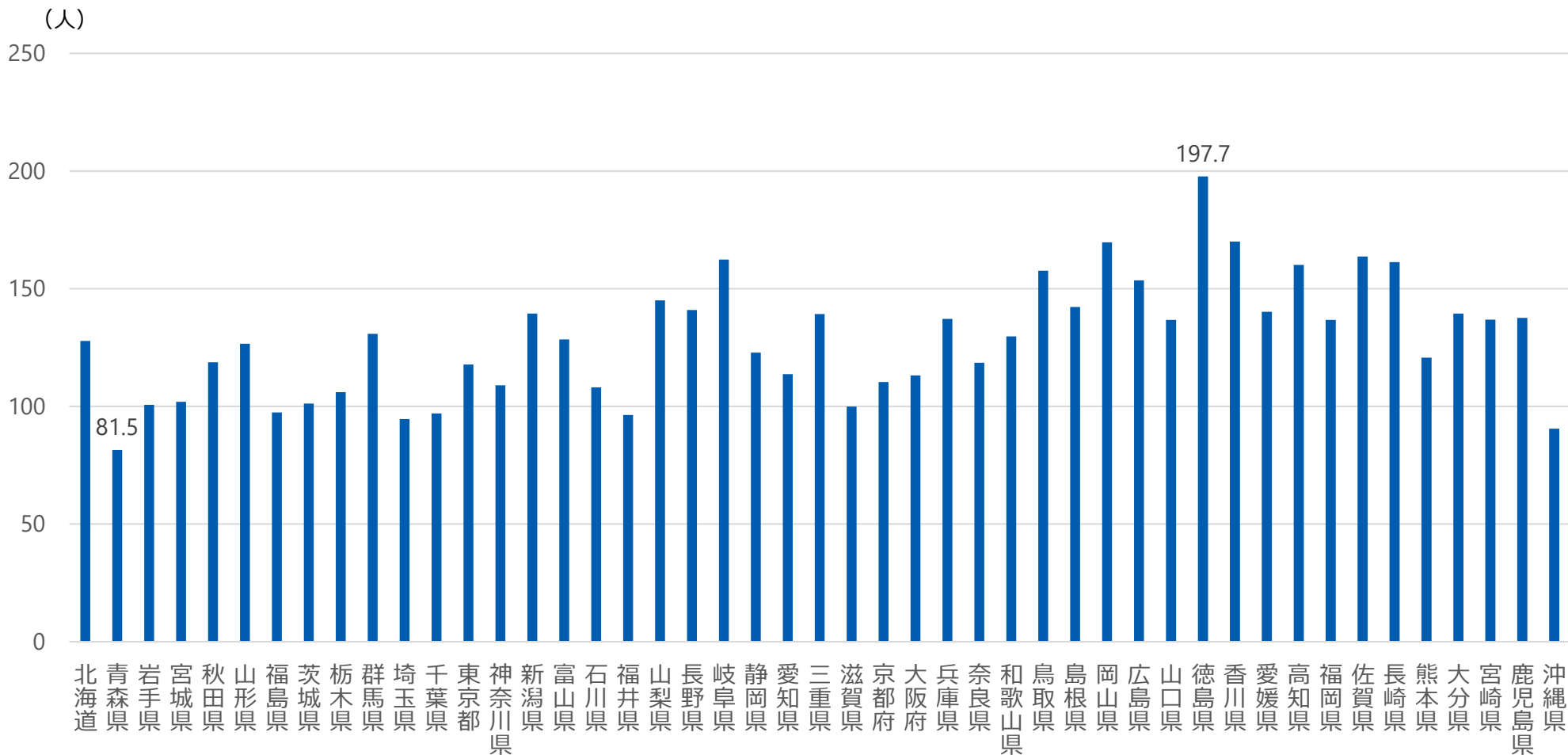
- 歯科衛生士養成施設数は増加傾向である。
- 一方で、入学者数は定員数を下回っている状況である。



※ただし、養成施設数は当該年度において入学者を募集している施設数を示す。

# 歯科衛生士数（人口10万対就業歯科衛生士数）

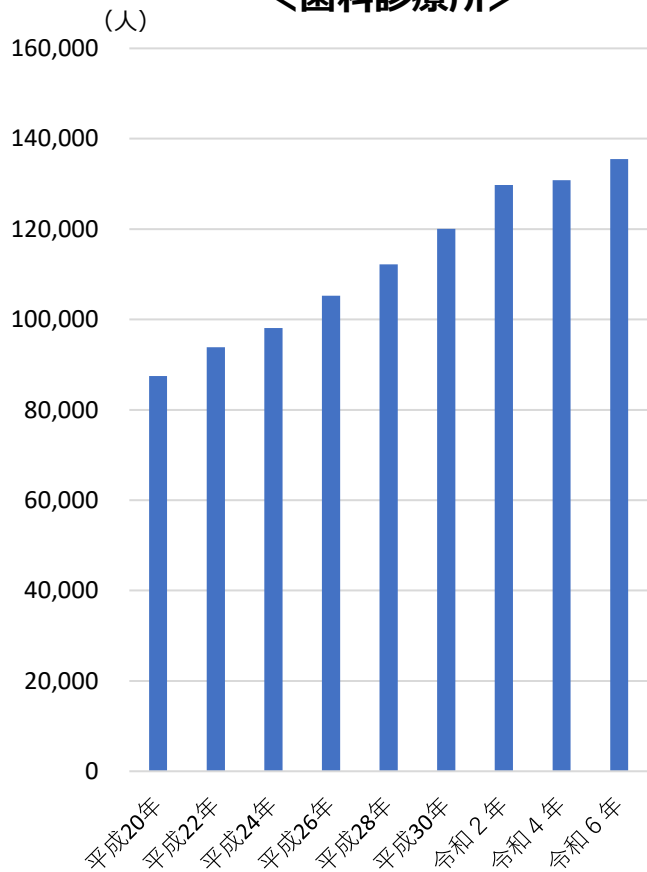
○ 人口10万対就業歯科衛生士数は地域差があり、最大の県と最少の県で2倍以上の差がある。



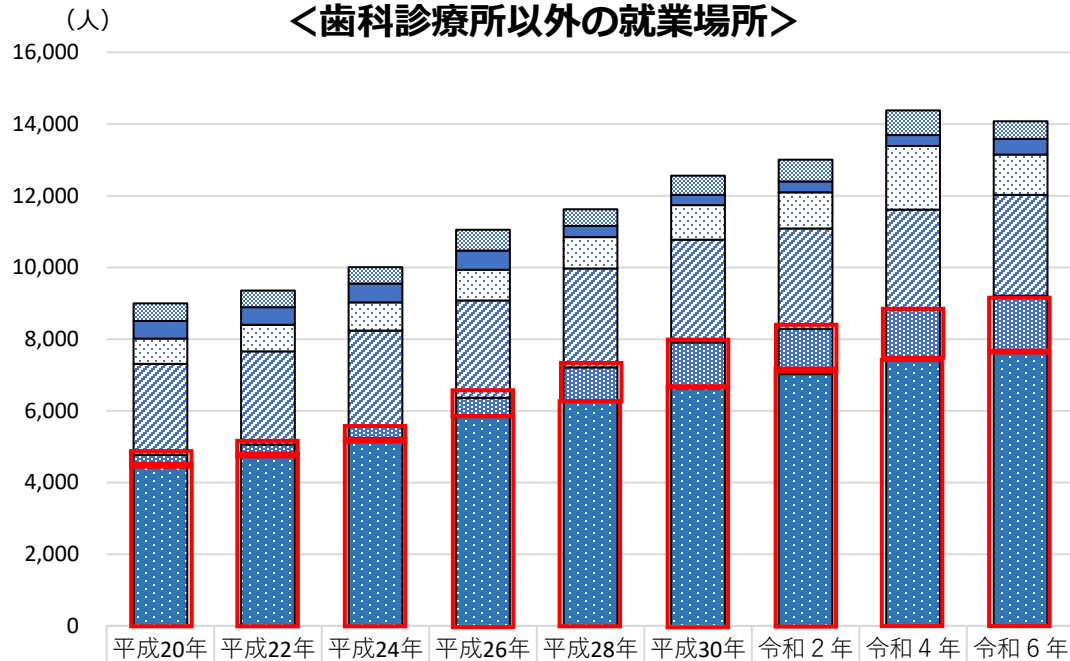
# 就業歯科衛生士数の推移（就業場所別）

- 就業歯科衛生士の約9割は歯科診療所に勤務しており、その数は増加傾向である。
- 歯科診療所以外の実業場所については、病院、介護老人保健施設等に勤務する就業歯科衛生士数が特に増加している。

## <歯科診療所>



## <歯科診療所以外の実業場所>



■ その他	488	464	459	585	462	538	607	683	496
■ 事業所	495	488	522	530	317	283	301	309	433
□ 歯科衛生士学校又は養成所	703	749	786	854	873	963	1,006	1,768	1,123
■ 都道府県、保健所等(※2)	2,533	2,593	2,664	2,718	2,754	2,866	2,801	2,785	2,820
■ 介護老人保健施設等(※1)	241	244	366	482	955	1,282	1,258	1,372	1,533
■ 病院	4,536	4,818	5,210	5,882	6,259	6,629	7,029	7,460	7,675

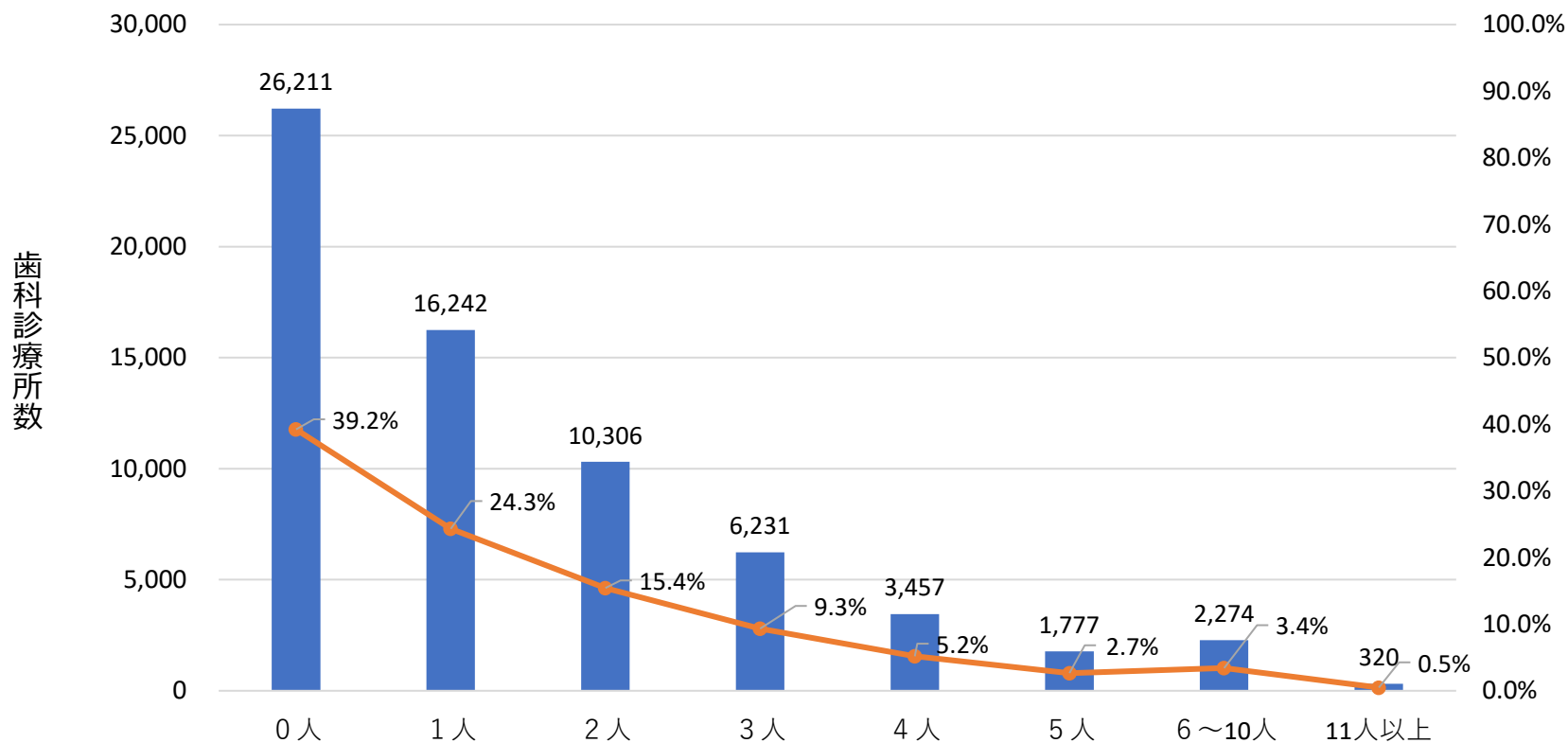
※1：平成26年までは「介護老人保健施設」、平成28年は「介護老人保健施設」「特別養護老人ホーム」「居宅介護支援事業所」「介護保険施設等(その他)」の合計、平成30年以降は「介護老人保健施設」「介護医療院」「特別養護老人ホーム」「居宅介護支援事業所」「介護保険施設等(その他)」の合計。

※2：平成26年までは「保健所」「市町村」の合計。平成28年以降は、「保健所」「都道府県」「市区町村」の合計。

# 歯科衛生士（常勤）の従事者数別の歯科診療所数及び割合

- **常勤の歯科衛生士**の人数別に歯科診療所数をみると、「0人」が最も多く、39.2%である。

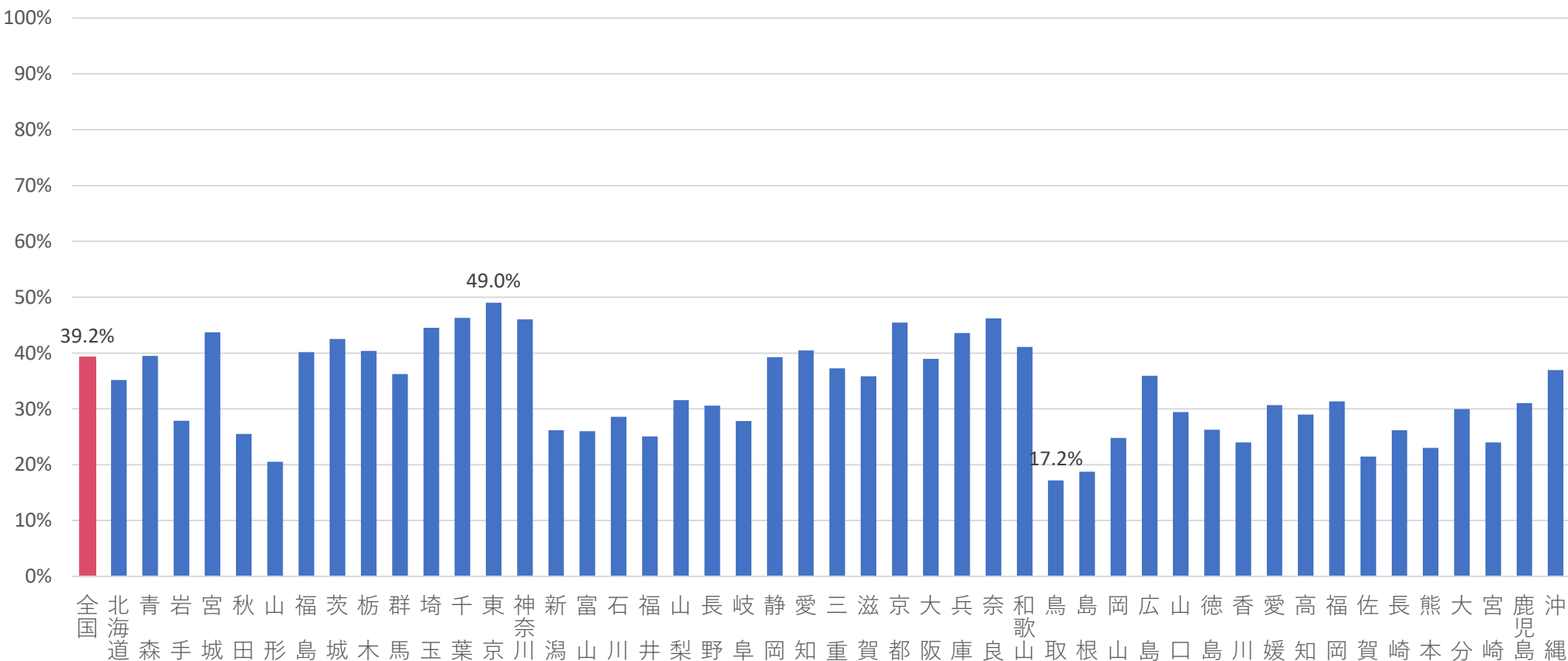
＜常勤歯科衛生士数別の歯科診療所数＞



出典：「令和5年医療施設調査」（医政局歯科保健課による特別集計）  
注：従事者数0人の階級には、その職種の従事者数が空欄であった施設数を含む。

# 歯科衛生士（常勤）の従事者がいない歯科診療所の割合（都道府県別）

- 歯科衛生士（常勤）の従事者がいない歯科診療所の割合は、全国では39.2%である。
- 令和5年の調査では、都道府県別にみると、最も割合が大きい都道府県では49.0%、最も小さい都道府県では17.2%であった。

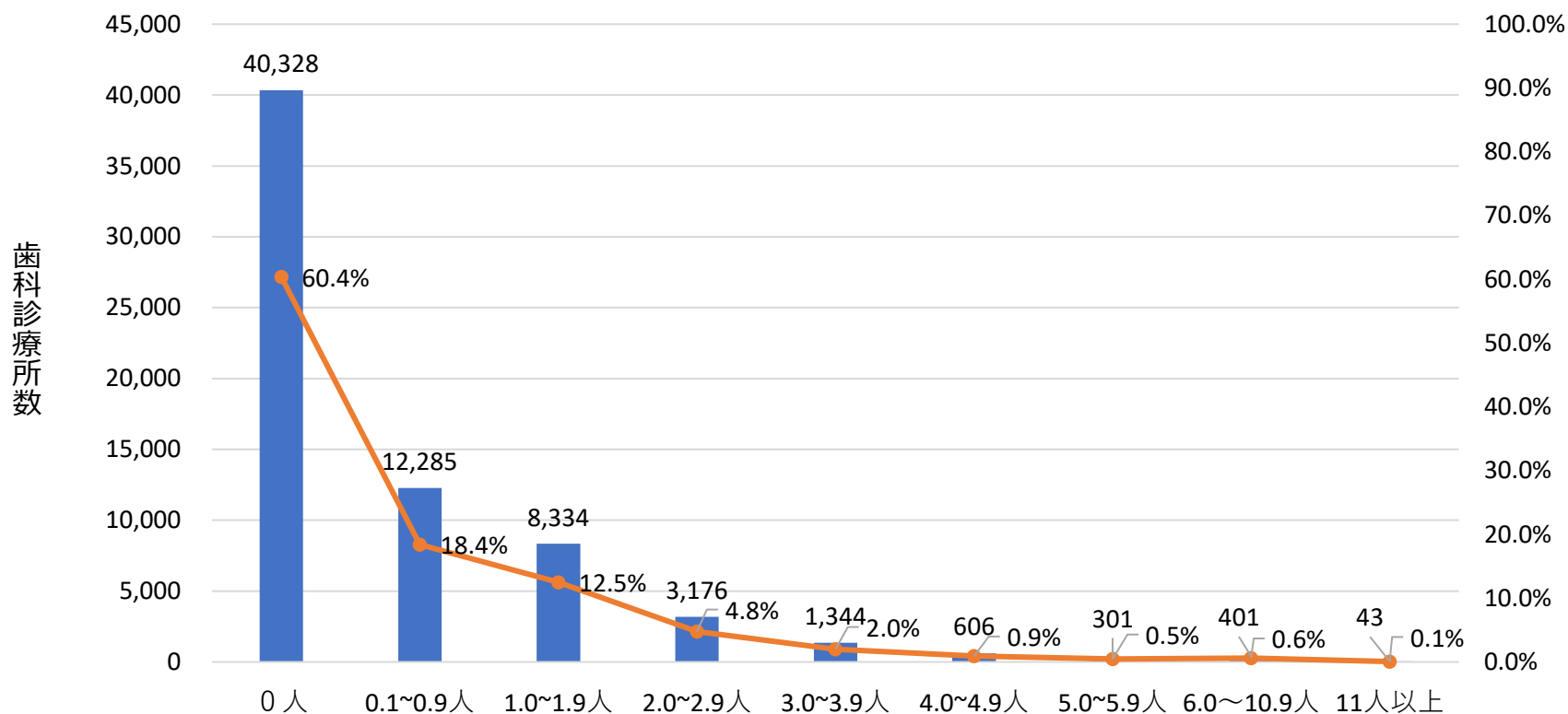


出典：「令和5年医療施設調査」（医政局歯科保健課による特別集計）  
 注：従事者数0人の階級には、その職種の従事者数が空欄であった施設数を含む。

# 歯科衛生士（非常勤）の常勤換算従事者数別の歯科診療所数及び割合

- **非常勤の歯科衛生士**の常勤換算数別に歯科診療所数をみると、「0人」が最も多く、60.4%である。

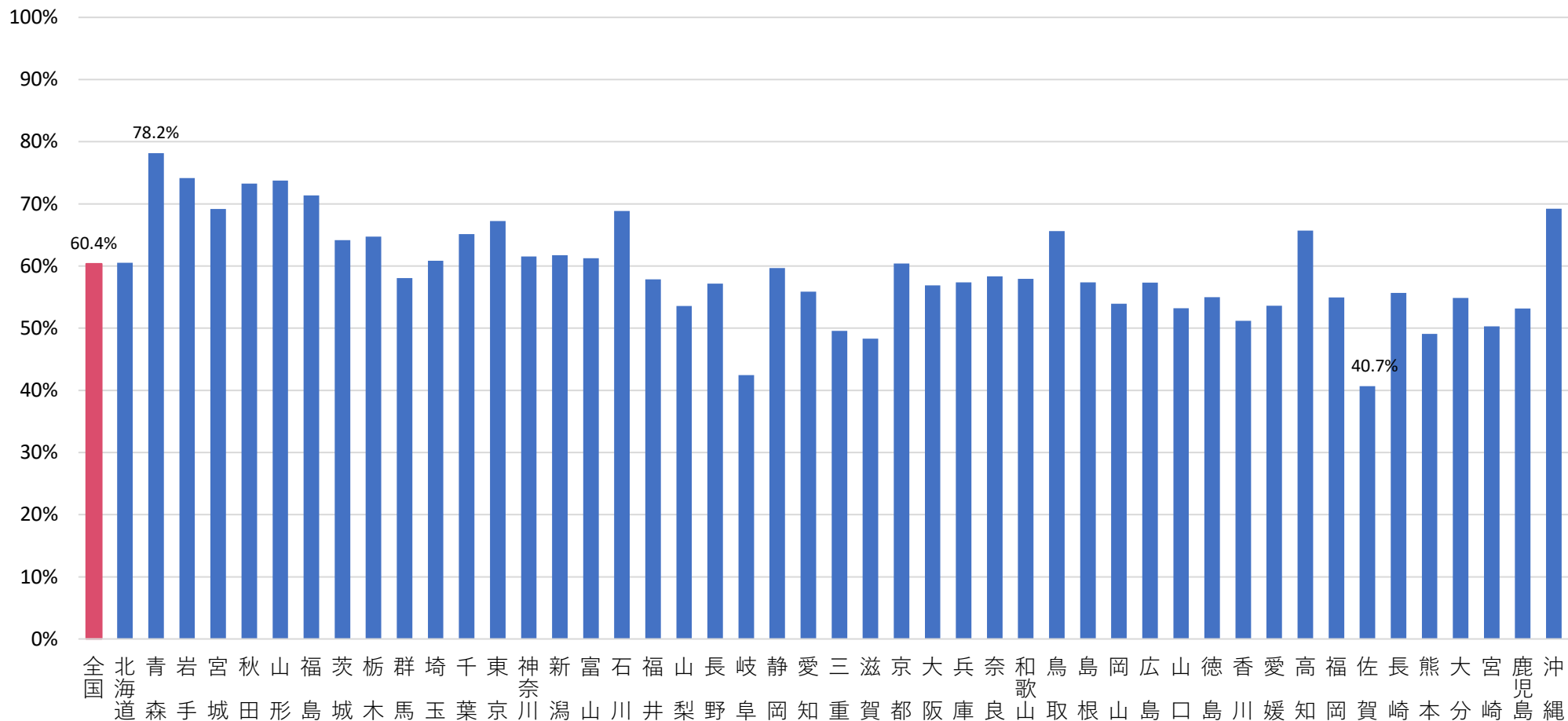
＜非常勤歯科衛生士数別の歯科診療所数＞



出典：「令和5年医療施設調査」（医政局歯科保健課による特別集計）  
注：従事者数0人の階級には、その職種の従事者数が空欄であった施設数を含む。

# 歯科衛生士（非常勤）の従事者がいない歯科診療所の割合（都道府県別）

- 歯科衛生士（非常勤）の従事者がいない歯科診療所の割合は、全国では60.4%である。
- 都道府県別にみると、最も割合が大きい都道府県では78.2%あり、最も割合が小さい都道府県では40.7%である。

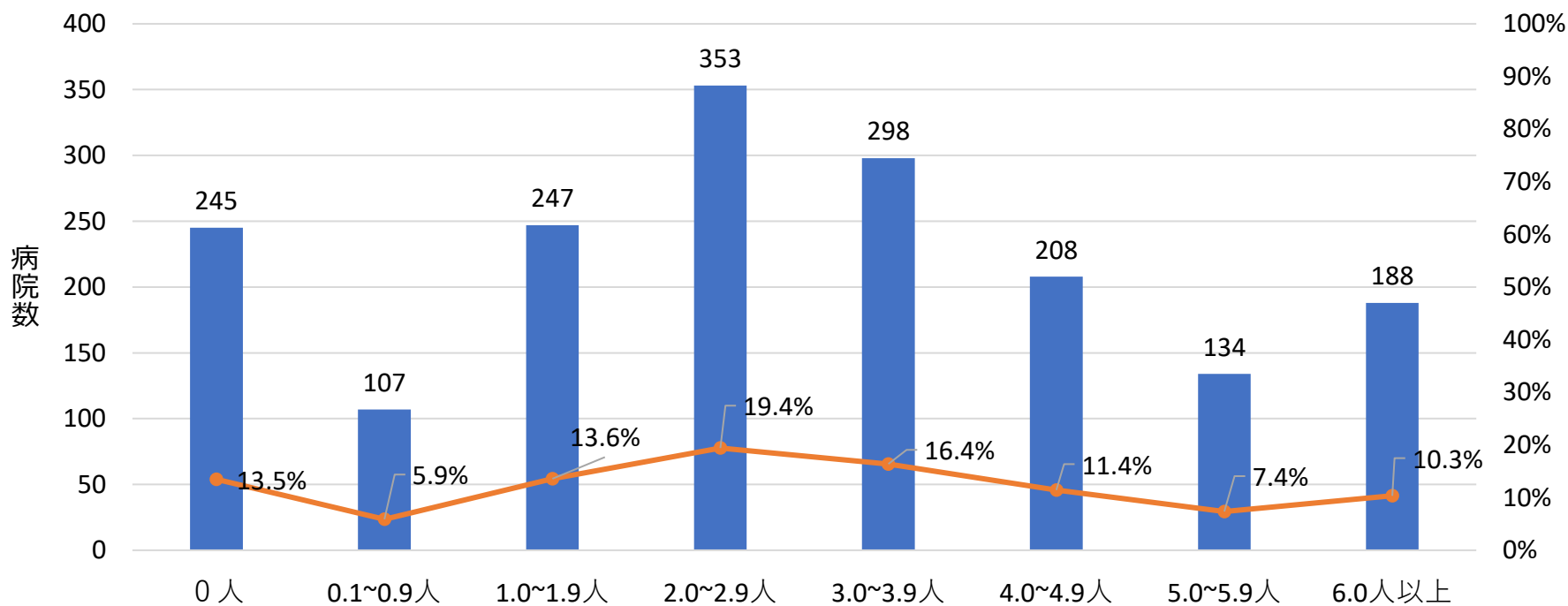


出典：「令和5年医療施設調査」（医政局歯科保健課による特別集計）  
 注：従事者数0人の階級には、その職種の従事者数が空欄であった施設数を含む。

# 歯科衛生士の常勤換算数別の病院数及び割合

- 歯科、矯正歯科、歯科口腔外科のいずれかを標榜している病院について、歯科衛生士の常勤換算数別の病院数を見ると、「2.0~2.9人」が最も多く19.4%であった。

＜常勤換算歯科衛生士数別の病院数（歯科、矯正歯科、歯科口腔外科のいずれかを標榜）＞



出典：「令和5年医療施設調査」（医政局歯科保健課による特別集計）

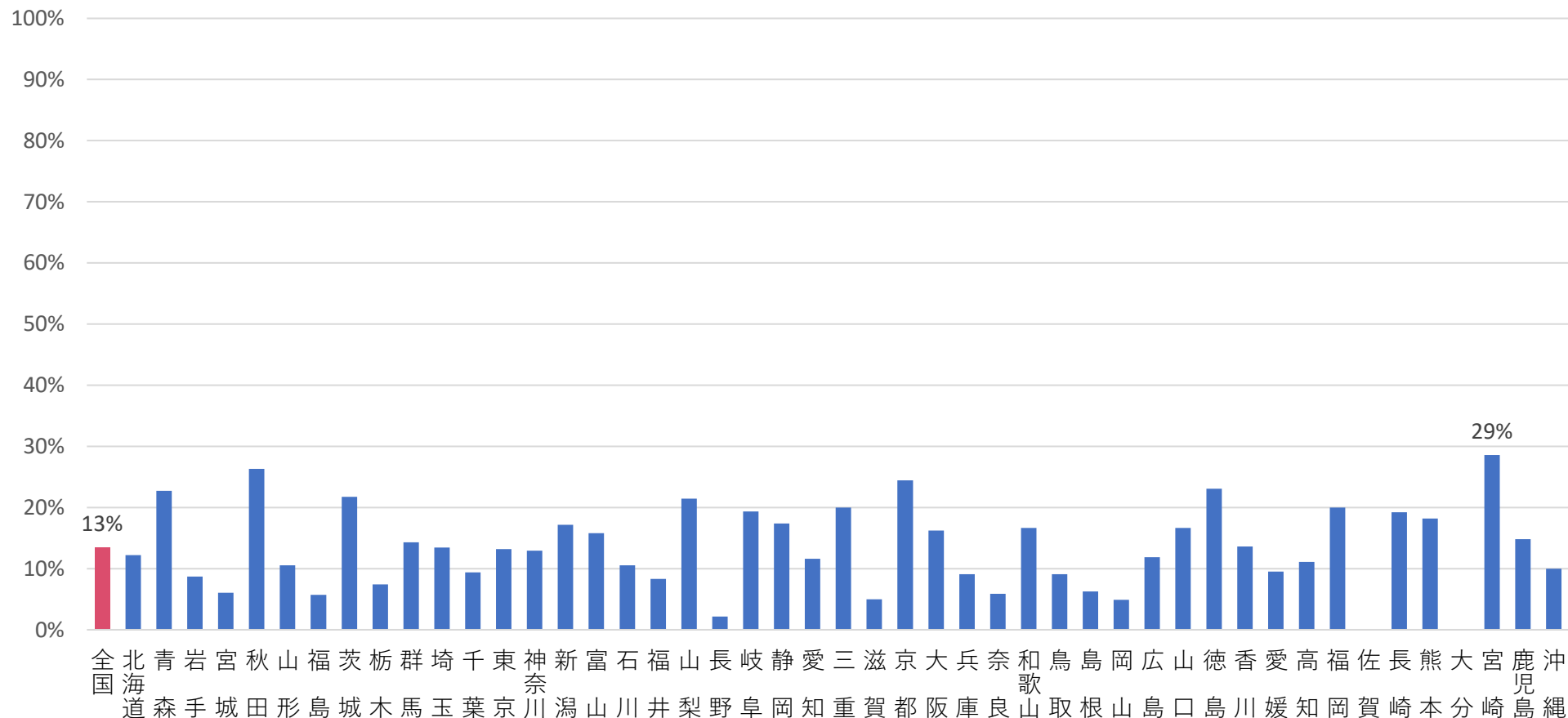
注：1）従事者数階級は、常勤及び非常勤の従事者数を常勤換算した数で区分している。

2）従事者数不詳の施設については、(8)診療科目のうち、40歯科、41矯正歯科、43歯科口腔外科のいずれかを標榜している病院数には含まれるが、従事者数階級の集計には含まれていない。

# 歯科衛生士の常勤換算数が0である病院の割合 (歯科、矯正歯科、歯科口腔外科のいずれかを標榜している病院)

- 歯科、矯正歯科、歯科口腔外科のいずれかを標榜している病院について、歯科衛生士の常勤換算数が0である病院の割合は、全国では13%であり、都道府県別にみると最も割合が大きい県では29%であった。

病院数



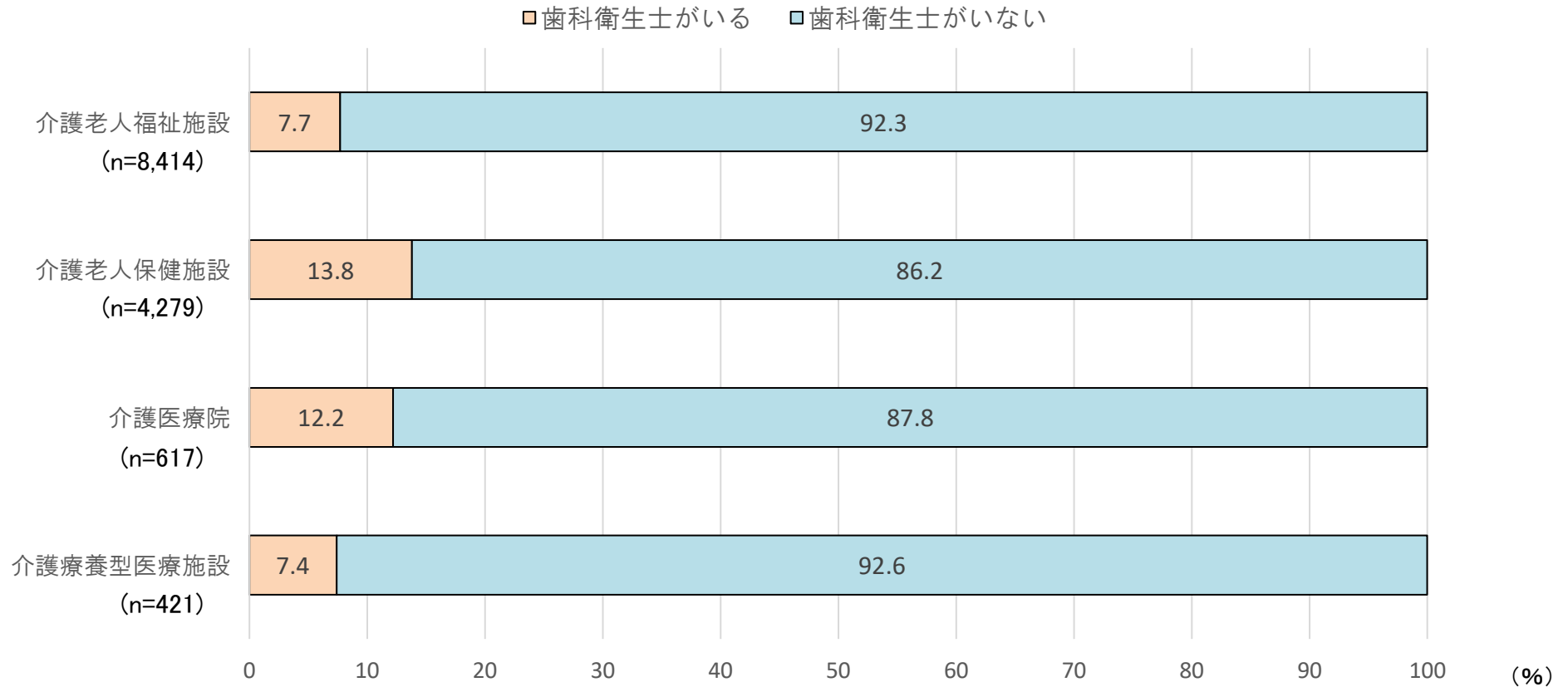
出典：「令和5年医療施設調査」（医政局歯科保健課による特別集計）

注：1）従事者数階級は、常勤及び非常勤の従事者数を常勤換算した数で区分している。

2）従事者数不詳の施設については、(8)診療科目のうち、40歯科、41矯正歯科、43歯科口腔外科のいずれかを標榜している病院数には含まれるが、従事者数階級の集計には含まれていない。

# 歯科衛生士がいる介護保険施設の割合

○ 歯科衛生士が常勤または非常勤でいる介護保険施設の割合は、介護老人福祉施設が7.7%、介護老人保健施設が13.8%、介護医療院が12.2%、介護療養型医療施設7.4%となっている。



# 都道府県等における歯科専門職の配置状況

- 歯科衛生士が勤務する自治体の割合は、非常勤も含めると、都道府県及び保健所設置市・特別区においては、約9割の自治体に配置されている。一方で、市区町村では36.5%であった。

## <配置されている自治体の割合>

	歯科医師		歯科衛生士		歯科技工士		保健師		栄養士	
	常勤	常勤・非常勤	常勤	常勤・非常勤	常勤	常勤・非常勤	常勤	常勤・非常勤	常勤	常勤・非常勤
都道府県(47)	83.0	87.2	55.3	87.2	4.3	4.3	42.6	42.6	23.4	23.4
市区町村(1,300)	3.8	6.8	22.8	36.5	0.2	0.2	74.2	75.1	41.5	44.8
保健所設置市・特別区(110)	31.8	40.9	83.6	91.8	0.0	0.0	30.9	31.8	20.0	21.8
それ以外の市(577)	0.9	2.8	26.9	46.3	0.0	0.0	73.1	73.8	41.1	43.8
町・村(613)	1.6	4.6	8.0	17.5	0.3	0.3	82.9	84.0	45.8	49.9

出典：令和4年度委託事業（「口腔保健に関する予防強化推進モデル事業（歯科疾患の一次予防モデル事業の検証等）に係る調査研究等一式」）

### <調査概要>

調査対象：全都道府県及び全市区町村（都道府県調査：47、市区町村調査：1741）

調査方法：調査票をメールにて配布および回収

調査期間：令和4年11月16日～令和4年11月30日

## 第二条

この法律において「歯科衛生士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師（歯科医業をなすことのできる医師を含む。以下同じ。）の指導の下に、**歯牙及び口腔の疾患の予防処置**として次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

一 歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的操作によつて除去すること。

二 歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること。

2 歯科衛生士は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、**歯科診療の補助**をなすことを業とすることができる。

3 歯科衛生士は、前二項に規定する業務のほか、歯科衛生士の名称を用いて、**歯科保健指導**をなすことを業とすることができる。

## 第十三条の三

歯科衛生士は、歯科保健指導をなすに当たつて主治の歯科医師又は医師があるときは、その指示を受けなければならない。

## 予防処置

- 人が歯を失う原因の90%が「むし歯」と「歯周病」である。
- 歯・口腔の疾患を予防する処置として、「フッ化物塗布」等の薬物塗布、歯垢（プラーク）や歯石など、口腔内の汚れを専門的に除去する「機械的歯面清掃」などを実施する。
- 歯科衛生士は、このような歯科予防処置の専門家である。



## 歯科診療の補助

- 歯科衛生士は歯科医師の診療を補助するとともに、歯科医師の指示を受けて歯科治療の一部を担当するなど、歯科医師との協働で患者さんの診療にあたる。
- 歯科診療補助の範囲は多岐にわたり、歯科診療を円滑に行うために大切な役割を果たしている。また、歯科医師と患者さんとのコミュニケーションに配慮し、信頼関係にもとづく心優しい歯科医療を行うためにも、歯科衛生士の役割が期待されている。



手術室での協働・補助



歯科医師との協働・補助

## 歯科保健指導

- むし歯や歯周病は生活習慣病。そのため、正しい生活習慣やセルフケアを実行するための専門的な支援（指導）が不可欠。
- 歯科保健指導は、幼児期から高年期までの各ライフステージにおいて、また、健康な人、病気や障害のある人など、すべての人に必要な支援。
- 歯磨き指導を中心とした歯口清掃法の指導は、セルフケアのスキルアップを専門的に支援する大切な仕事。
- 寝たきり者や要介護者等に対する訪問口腔ケアも重視されている。
- 最近では、食べ物の食べ方や噛み方を通じた食育支援、高齢者や要介護者の咀嚼や飲み込み力を強くする摂食・嚥下機能訓練も新たな歯科保健指導の分野として注目されている。



訪問口腔ケア（居宅）

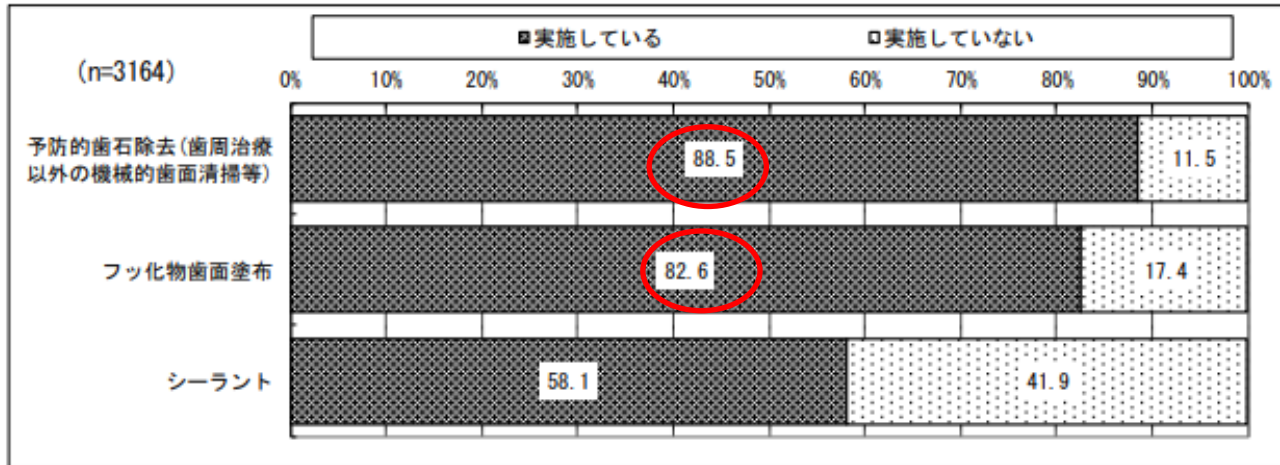


小学校で歯科保健指導

# 歯科衛生士が行っている業務の状況（歯科予防処置）

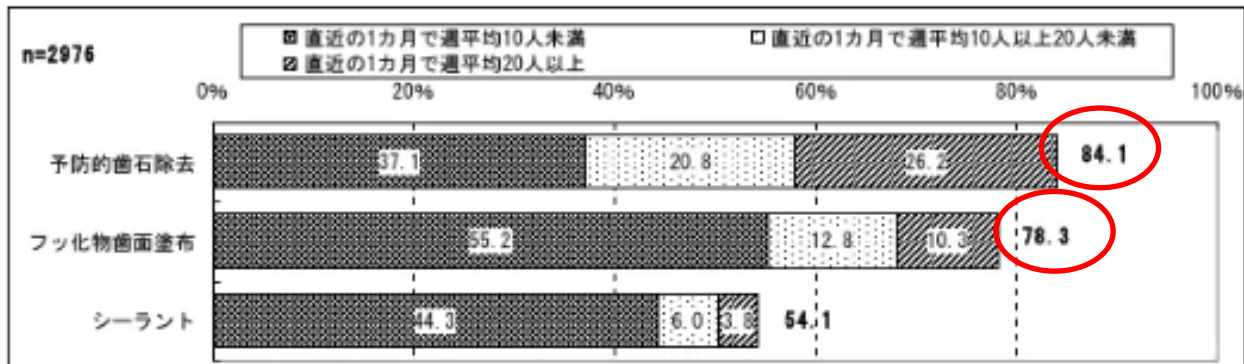
- 令和6年、平成22年ともに「予防的歯石除去（歯周治療以外の機械的歯面清掃等）」、「フッ化物歯面塗布」は約8割が実施している。

## 【令和6年の業務の状況】



(出典：公益社団法人日本歯科衛生士会「令和7年度歯科衛生士の勤務実態調査」)

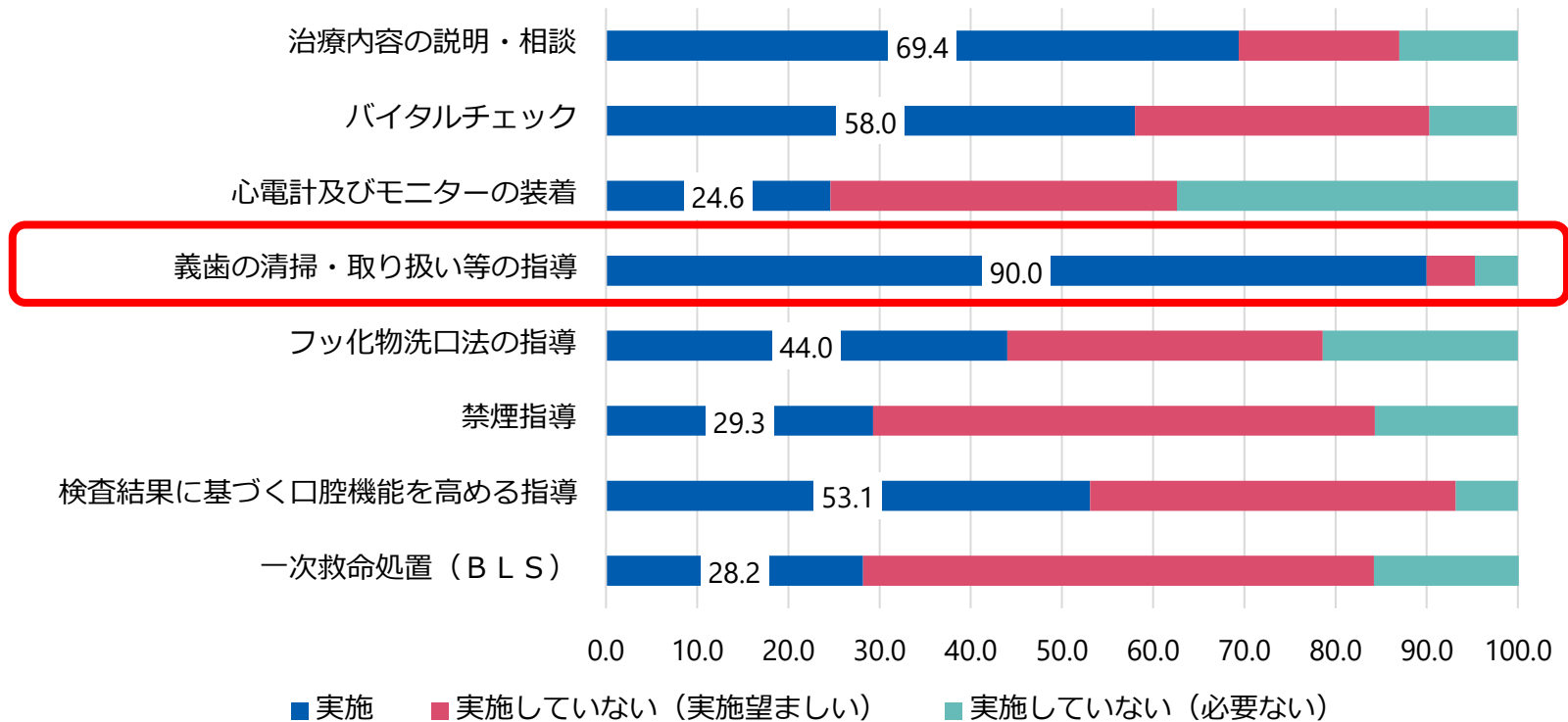
## 【平成22年の業務の状況】



(出典：公益社団法人日本歯科衛生士会「平成22年度歯科衛生士の勤務実態調査」)

## 歯科衛生士が実施している業務の状況①

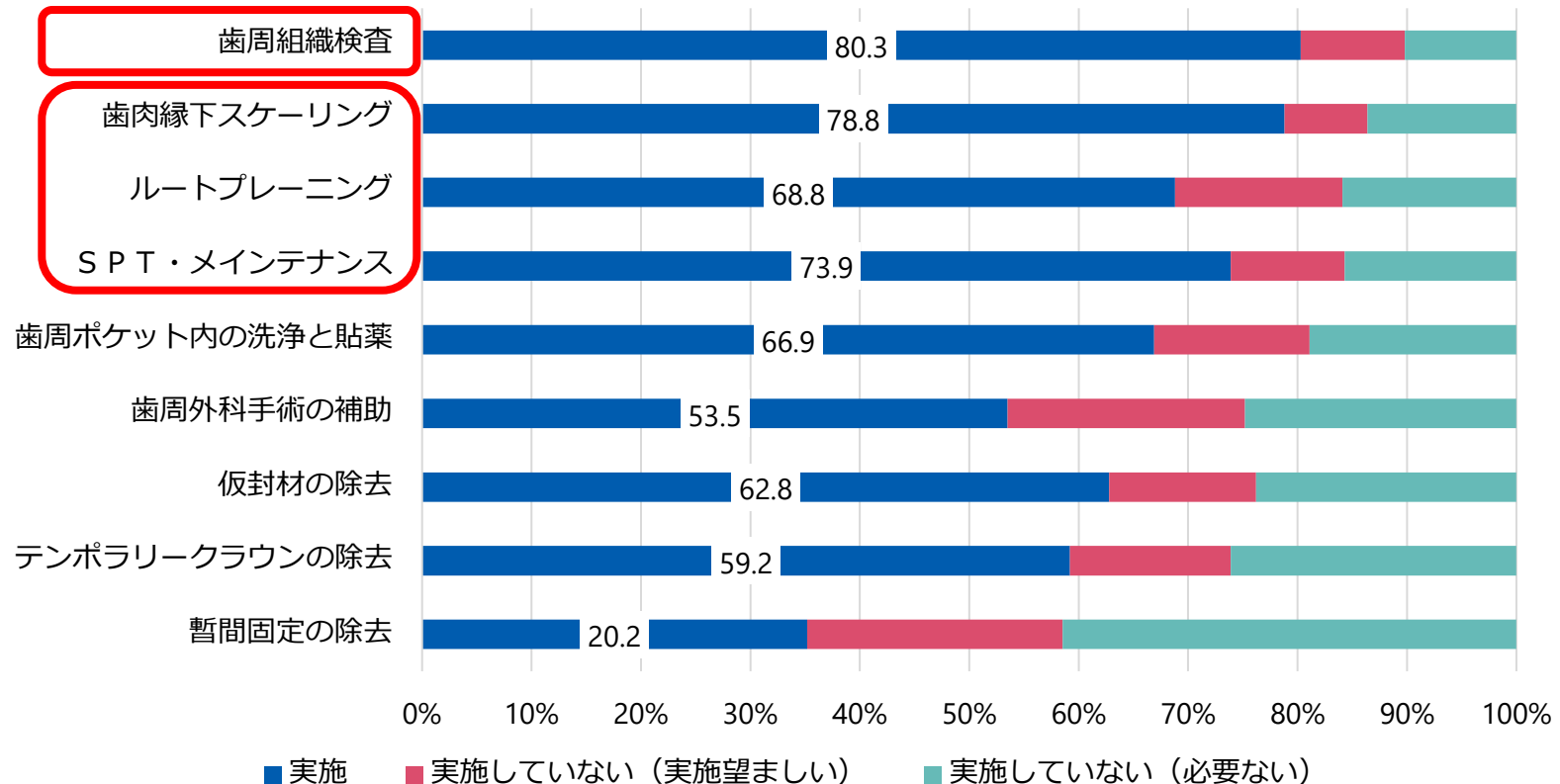
- 業務を実施していると回答した割合が高かったのは、医学管理等では「義歯の清掃・取り扱い等の指導」があげられるが、治療内容の説明・相談や、フッ化物洗口法の指導なども多く実施されている。



調査方法：日本歯科医師会会員から無作為に抽出した歯科医師2,050名、日本歯科衛生士会の全会員16,000名を対象として、ウェブ調査を実施。各業務内容の実施状況等について調査。  
調査期間：令和4年1～3月

## 歯科衛生士が実施している業務の状況②

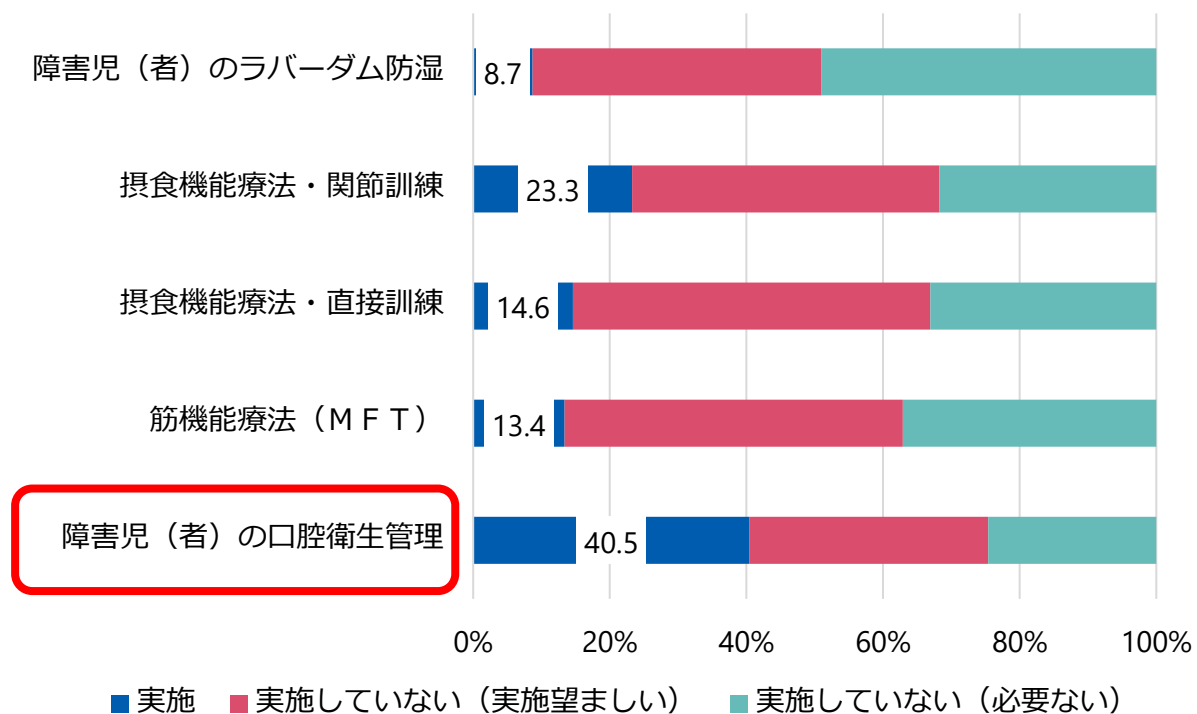
- 検査では、「歯周組織検査」は約8割が実施していた。処置では、「歯肉縁下スケーリング」「ルートプレーニング」「SPT・メンテナンス」は実施していると回答した者の割合が高かった。



※検査、処置のうち、主なものを抜粋

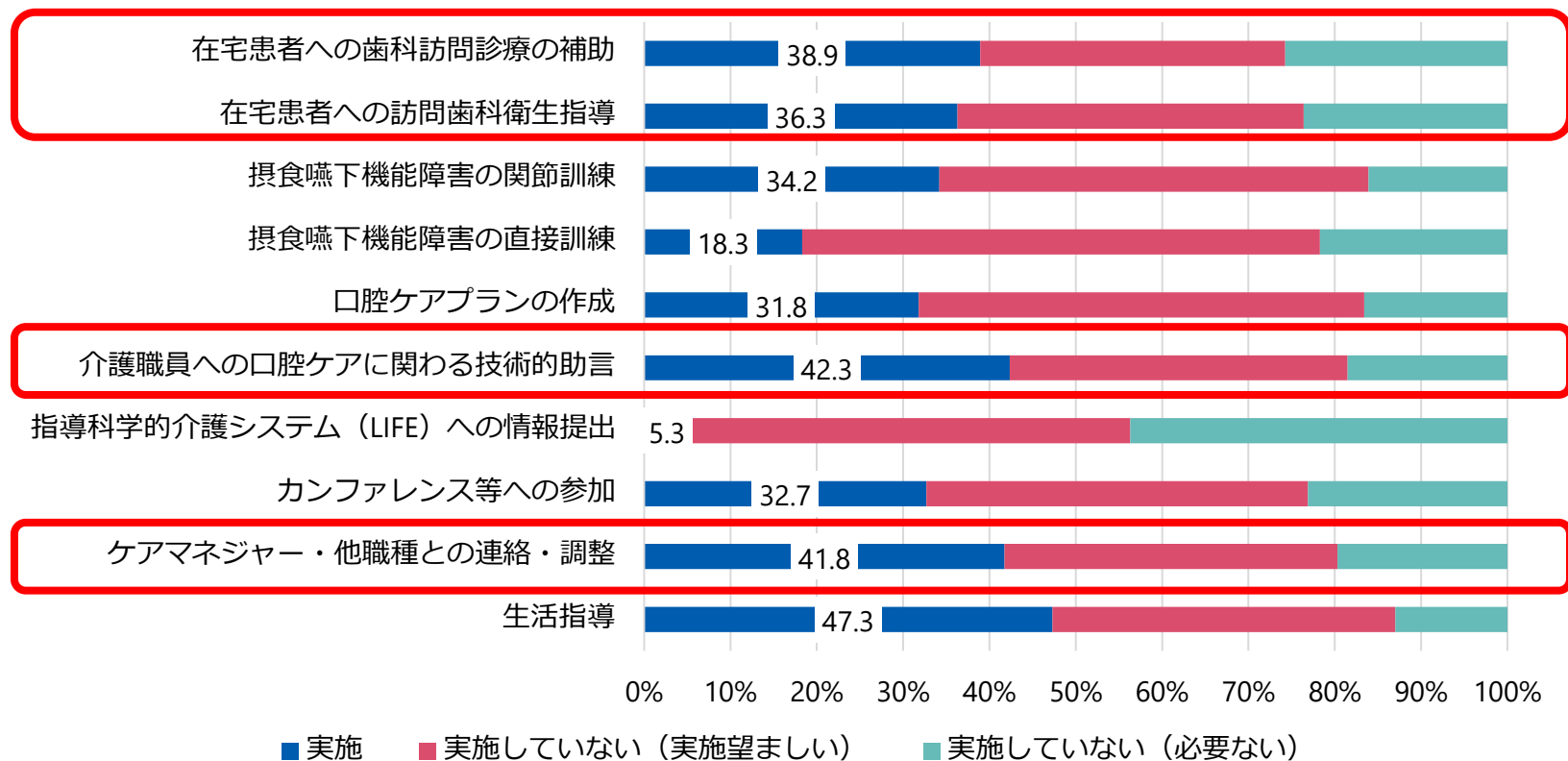
### 歯科衛生士が実施している業務の状況③

- 障害児（者）の治療や摂食機能療法等については、実施している割合は小さいが、「障害児（者）の口腔衛生管理」は約4割が実施しているとの回答であった。



## 在宅歯科医療に関連する業務の実施状況

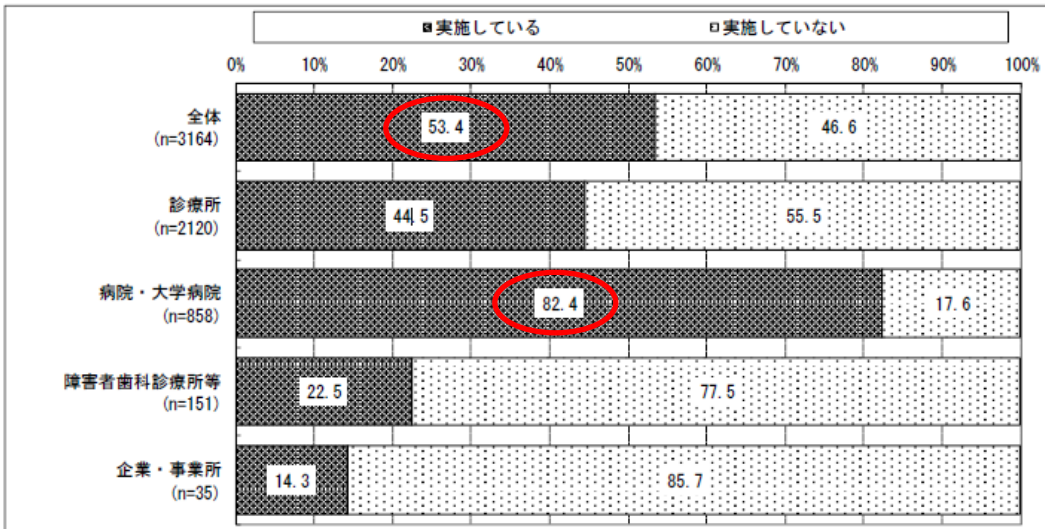
- 在宅歯科医療に関連する業務を実施している割合は、「在宅患者への歯科訪問診療の補助」が38.9%、「在宅患者への訪問歯科衛生指導」が36.3%であった。
- 在宅歯科医療に関連する業務として、「介護職員への口腔ケアに関わる技術的助言」「ケアマネジャー・他職種との連絡・調整」など他職種連携に関する内容はそれぞれ42.3%、41.8%で実施割合が高かった。



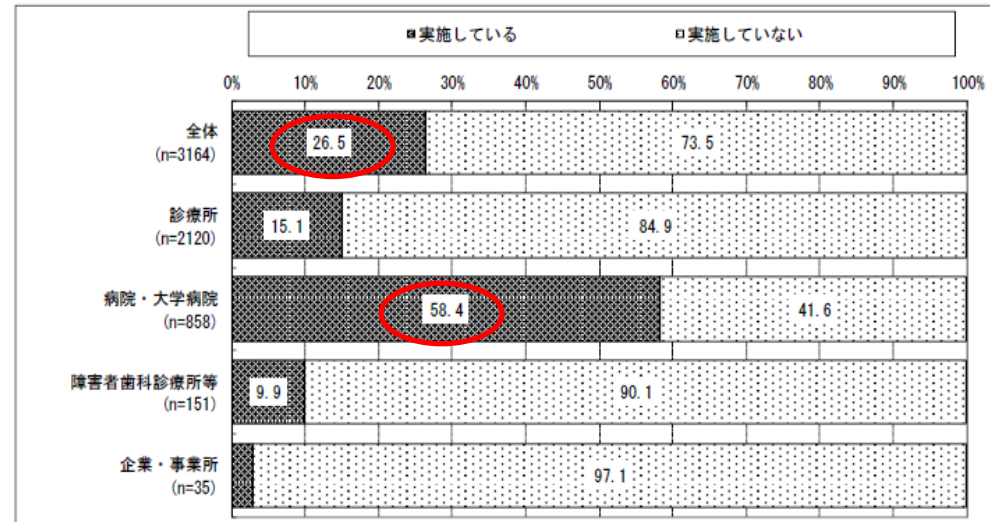
# 入院患者への口腔管理に関連する業務の実施状況

- 周術期等の口腔機能管理の実施の有無を全体で見ると、「実施している」が53.4%であった。勤務先別では「病院・大学病院」は82.4%であったが、「診療所」は44.5%であった。
- 回復期等の口腔機能管理の実施の有無を全体で見ると、「実施している」が26.5%であった。勤務先別では「病院・大学病院」は58.4%であったが、「診療所」は15.1%であった。

＜周術期等口腔機能管理＞



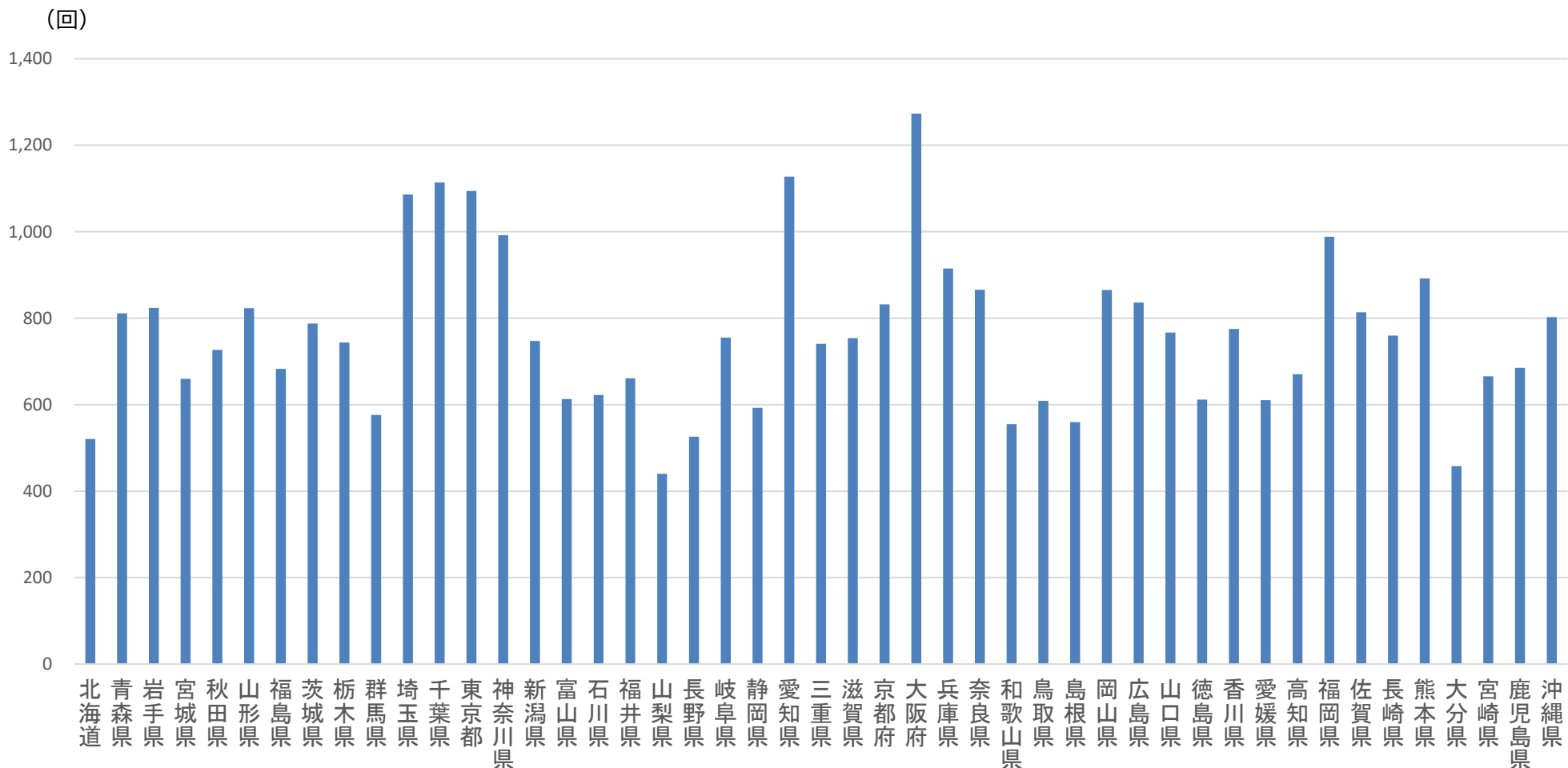
＜回復期等の口腔機能管理＞



# 歯科衛生士数あたり歯科衛生実地指導料 1 の算定回数（都道府県別）

○ 各都道府県の歯科衛生士数あたり歯科衛生実地指導料 1 の算定回数は地域により差がある。

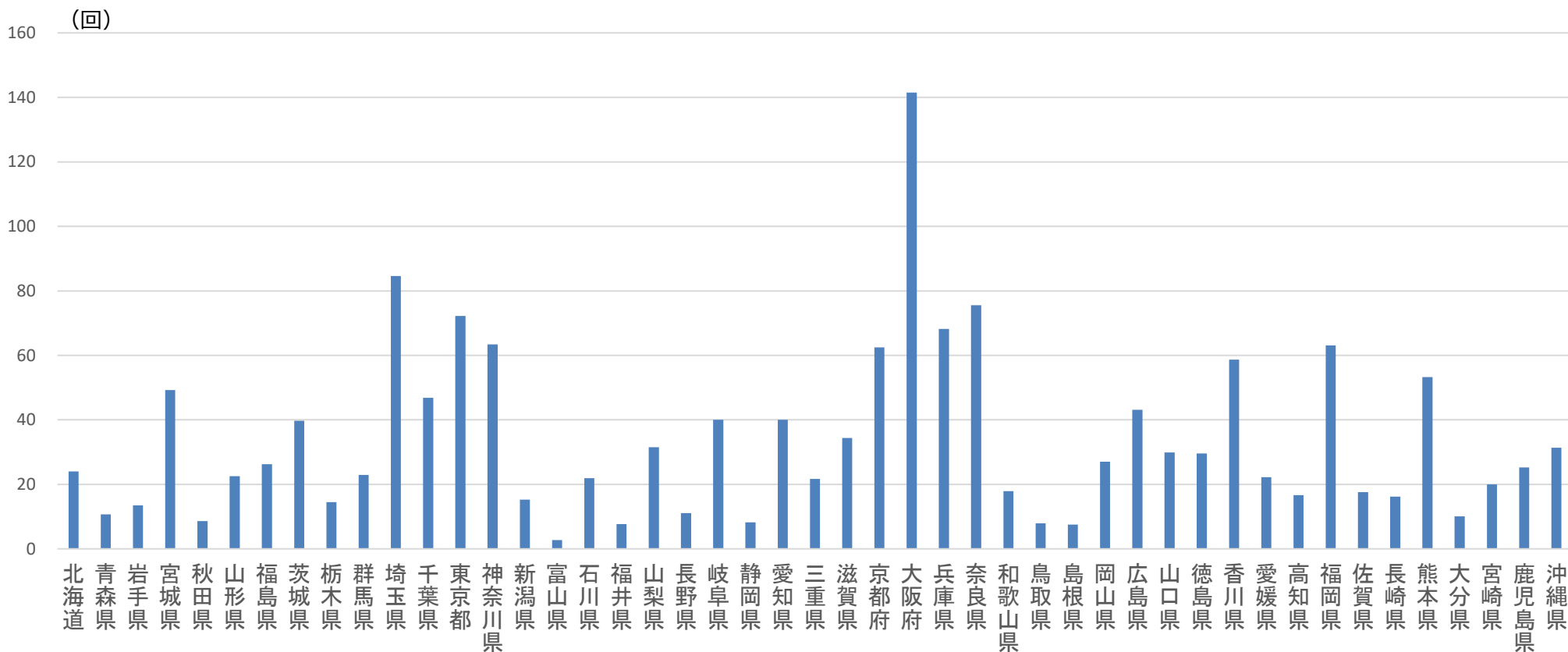
【歯科衛生士数あたり歯科衛生実地指導料 1 の算定回数】



# 歯科衛生士数あたり訪問歯科衛生指導料の算定回数（都道府県別）

- 各都道府県の歯科衛生士数あたり訪問歯科衛生指導料の算定回数は地域により差があり、歯科衛生実地指導料の算定回数に比べるとその差は大きい。

【歯科衛生士数あたり訪問歯科衛生指導料の算定回数】



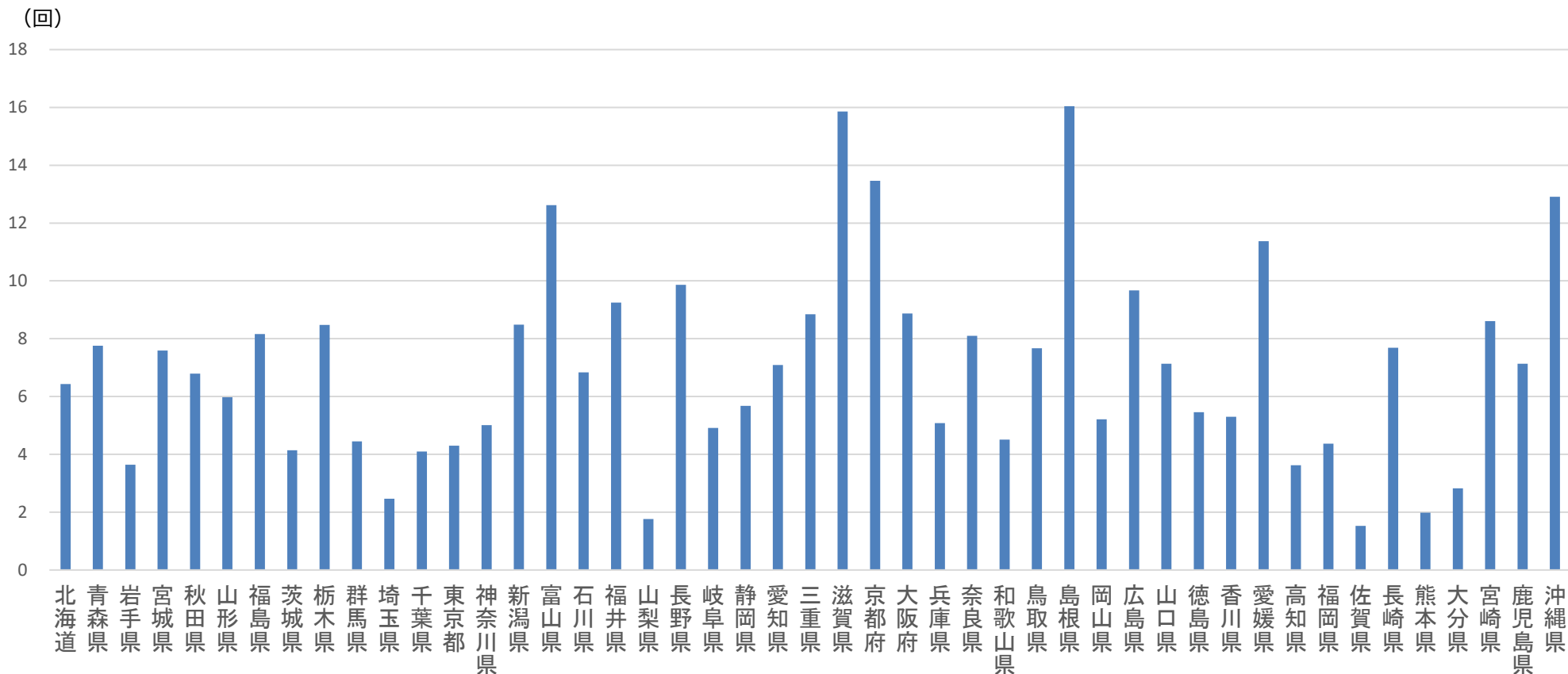
※ 2023年4月～2024年3月の訪問歯科衛生指導料1～3の算定回数の合計で算出

出典：衛生行政報告例、第10回NDBオープンデータより算出

# 歯科衛生士数あたり周術期等専門的口腔衛生処置の算定回数（都道府県別）

- 周術期等の患者に対する歯科衛生士による口腔管理を評価した「周術期等専門的口腔衛生処置」の算定回数は、歯科衛生実地指導料と比較すると非常に少ない。
- また、各都道府県の歯科衛生士数あたりの算定回数は歯科衛生実地指導料と同じように都道府県間のばらつきがある。

【歯科衛生士数あたり周術期等専門的口腔衛生処置の算定回数】



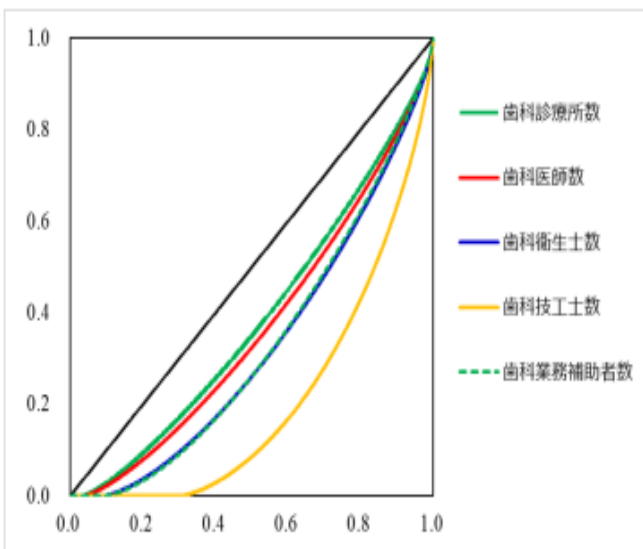
※ 2023年4月～2024年3月の周術期等専門的口腔衛生処置1、2の算定回数の合計で算出

出典：衛生行政報告例、第10回NDBオープンデータより算出

# 歯科衛生士数と歯科医療提供の関連

- 歯科衛生士の地域分布については、歯科診療所や歯科医師に比べると偏在が生じている。
- 歯科診療所における歯科衛生士数と歯科医療サービスの関連について、傷病名が「う蝕症」「慢性歯周炎」「歯科矯正」や「検査・健康診断その他の保健医療サービス」の患者数と歯科衛生士数に統計学的に有意な関連がみられた。

## <市区町村別での歯科診療所数等の完全平等分布線とローレンツ曲線（2017年）>



## <歯科医療従事者数と歯科診療所通院患者の傷病との関係（2017年）>

	歯科医師数			歯科衛生士数			歯科技工士数		
	偏回帰係数	p値	標準化偏回帰係数	偏回帰係数	p値	標準化偏回帰係数	偏回帰係数	p値	標準化偏回帰係数
1 う蝕症 (C)	0.005	0.385	0.027	0.034	0.002	0.083	-0.005	0.178	-0.046
2 歯髄炎 (Pul)・歯髄膿瘍 (Pu膿瘍)・歯髄壊死 (Pu壊死)	0.011	0.291	0.030	0.004	0.850	0.005	-0.003	0.715	-0.011
3 歯根膜炎 (Per)	0.029	<0.001	0.109	0.068	<0.001	0.111	0.005	0.320	0.032
4 歯槽膿瘍 (AA)・歯根嚢胞 (WZ)	0.030	0.588	0.014	-0.065	0.548	-0.013	0.003	0.941	0.002
5 歯肉炎 (G)	0.072	<0.001	0.121	0.185	<0.001	0.135	0.014	0.226	0.036
6 慢性歯周炎 (P)	0.031	<0.001	0.264	0.119	<0.001	0.438	0.015	<0.001	0.195
7 歯肉腫瘍 (GA)・その他の歯周疾患	-0.034	0.194	-0.034	-0.046	0.367	-0.020	0.007	0.718	0.010
8 智歯周囲炎 (Perico)	0.106	0.002	0.084	0.217	0.002	0.074	-0.016	0.505	-0.020
9 その他の歯・歯の支持組織の障害	0.002	0.931	0.002	0.045	0.402	0.019	-0.008	0.672	-0.012
10 じよく瘡性潰瘍 (Dul)・口内炎 (Stom) 等	0.061	0.003	0.079	0.176	<0.001	0.098	0.019	0.197	0.037
11 その他の顎・口腔の疾患	-0.021	0.530	-0.017	-0.139	0.036	-0.049	0.028	0.237	0.035
12 歯の補綴 (冠)	0.000	0.994	0.000	0.057	0.007	0.067	-0.003	0.715	-0.011
13 歯の欠損補綴 (ブリッジ、有床義歯、インプラント)	0.020	0.008	0.078	0.028	0.055	0.048	0.029	<0.001	0.171
14 歯科矯正	0.043	<0.001	0.102	0.117	<0.001	0.120	0.036	<0.001	0.131
15 外因による損傷	-0.018	0.846	-0.005	0.090	0.610	0.011	0.019	0.769	0.008
16 検査・健康診断その他の保健医療サービス	0.031	0.029	0.058	0.067	0.017	0.053	0.003	0.735	0.010
切片	0.919	<0.001		0.224	0.003		0.043	0.104	
自由度調整済み決定係数	0.221			0.443			0.099		

方法：市区町村別における歯科診療所数・歯科医師数・歯科衛生士数・歯科技工士数・歯科業務補助者数の地域分布について、各歯科医療従事者数別に完全平等分布線とローレンツ曲線を作成し、ジニ係数を求めた。

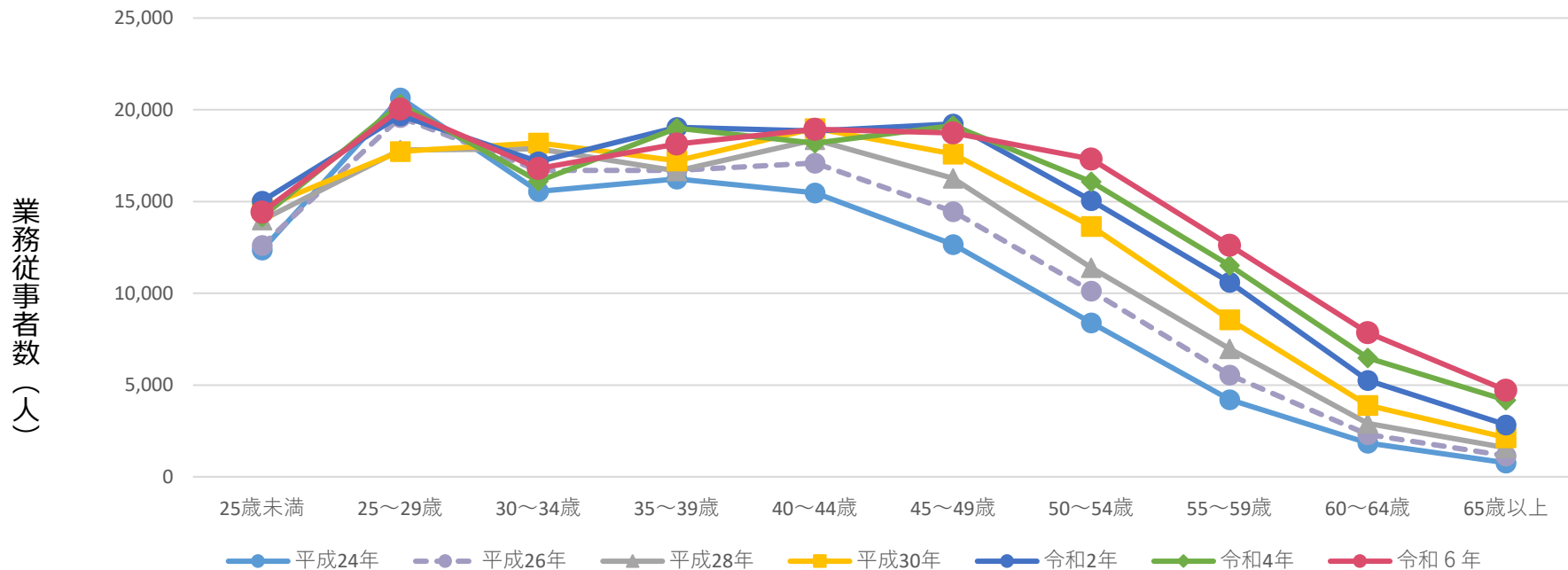
結果：ジニ係数は、両年の差はほとんどみられず傾向は近似していた。各対象のジニ係数は、低値から、歯科診療所数（2017年：0.23）、歯科医師数（0.26）、歯科業務補助者数（0.34）、歯科衛生士数（0.35）、歯科技工士数（0.58）の順であった。

方法：歯科診療所単位で、医療施設調査あとと患者調査とのデータを連結し、データセットを作成し、歯科医師数・歯科衛生士数・歯科技工士数の各歯科医療従事者数と関連する傷病数を評価するため、重回帰分析を実施。

結果：歯科衛生士数では、「う蝕症」「歯肉炎」「慢性歯周炎」「歯の欠損補綴（ブリッジ、有床義歯、インプラント）」「歯科矯正」「外因による損傷」「検査・健康診断その他の保健医療サービス」との有意な関連がみられた。

# 就業歯科衛生士数（年齢階級別）の年次推移

- 年齢階級別の就業歯科衛生士数をみると、30代前半で就業者数が下がる傾向となっている。
- 年次推移をみると、近年は、30代後半以降の就業者数が増加傾向である。

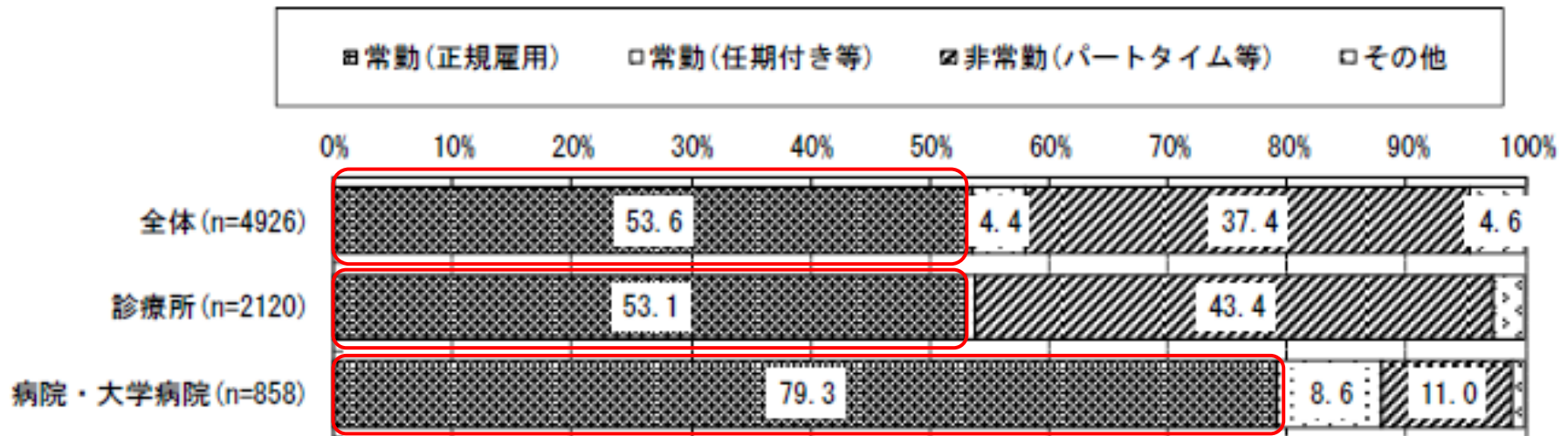


年齢	25歳未満	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	業務従事者数合計
平成24年	12,369	20,650	15,546	16,226	15,478	12,664	8,396	4,199	1,833	762	108,123
平成26年	12,614	19,587	16,693	16,701	17,104	14,461	10,131	5,557	2,306	1,145	116,299
平成28年	13,996	17,807	17,865	16,673	18,371	16,267	11,400	6,971	2,900	1,581	123,831
平成30年	14,654	17,737	18,190	17,220	18,992	17,586	13,654	8,565	3,894	2,137	132,629
令和2年	15,025	19,688	17,182	19,047	18,840	19,232	15,051	10,608	5,251	2,836	142,760
令和4年	14,165	20,318	16,108	18,998	18,186	19,142	16,082	11,523	6,485	4,176	145,183
令和6年	14,165	20,318	16,108	18,130	18,938	18,738	17,320	12,621	7,850	4,717	149,579

(出典：衛生行政報告例)

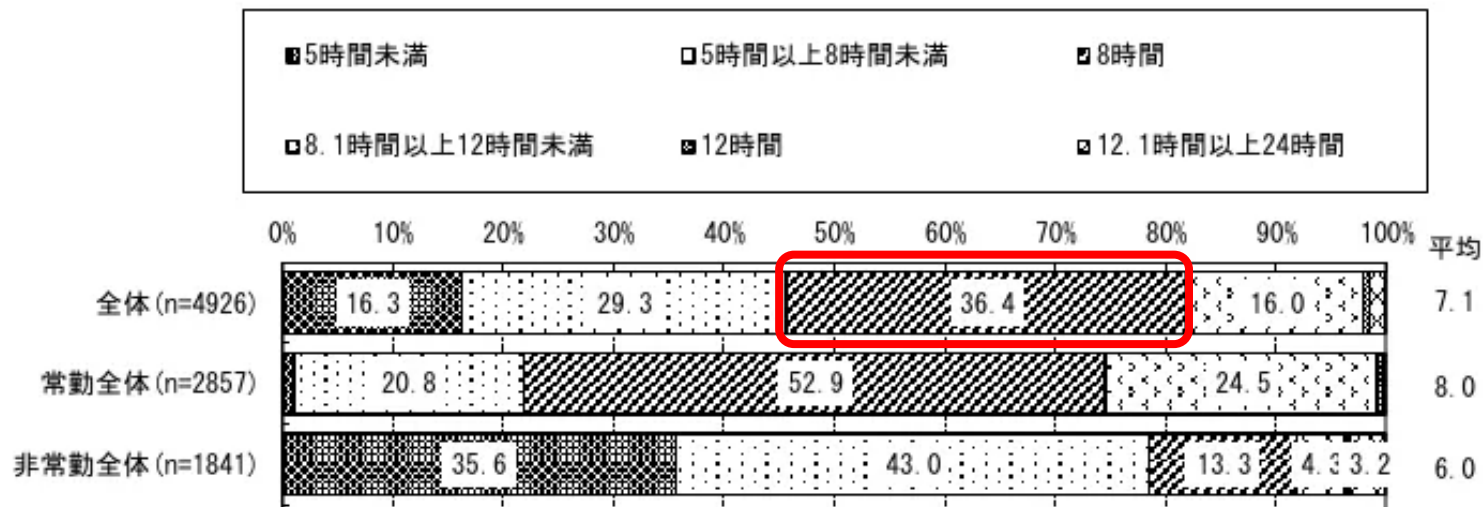
## 歯科衛生士の主な勤務先の就業状況

- 令和7年の調査において、全体では、約半数が常勤で勤務していた。
- 勤務先別の常勤で勤務している者の割合は、歯科診療所は約半数、病院・大学病院は約8割であった。

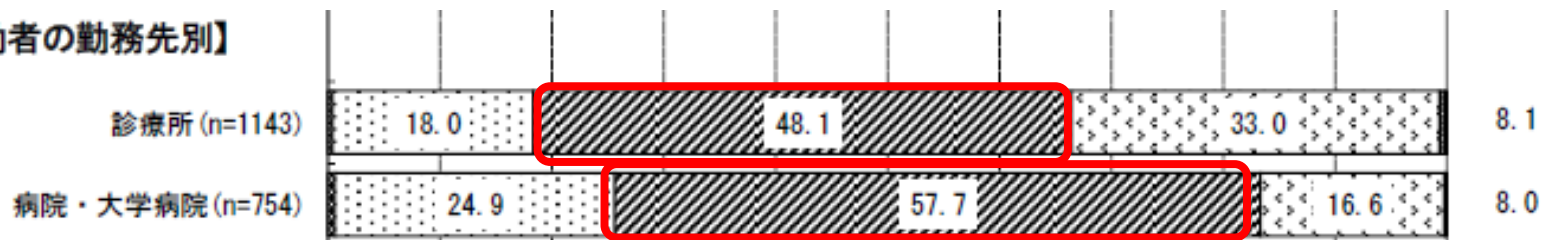


# 歯科衛生士の勤務時間

- 勤務時間は、全体では8時間が最も多く36.4%、次いで5時間以上8時間未満が29.3%だった。  
常勤全体では8時間が最も多く52.9%であったが、非常勤全体では5時間以上8時間未満が43.0%で最も多かった。
- 勤務先別でみると、診療所、病院いずれも8時間が最も多い。

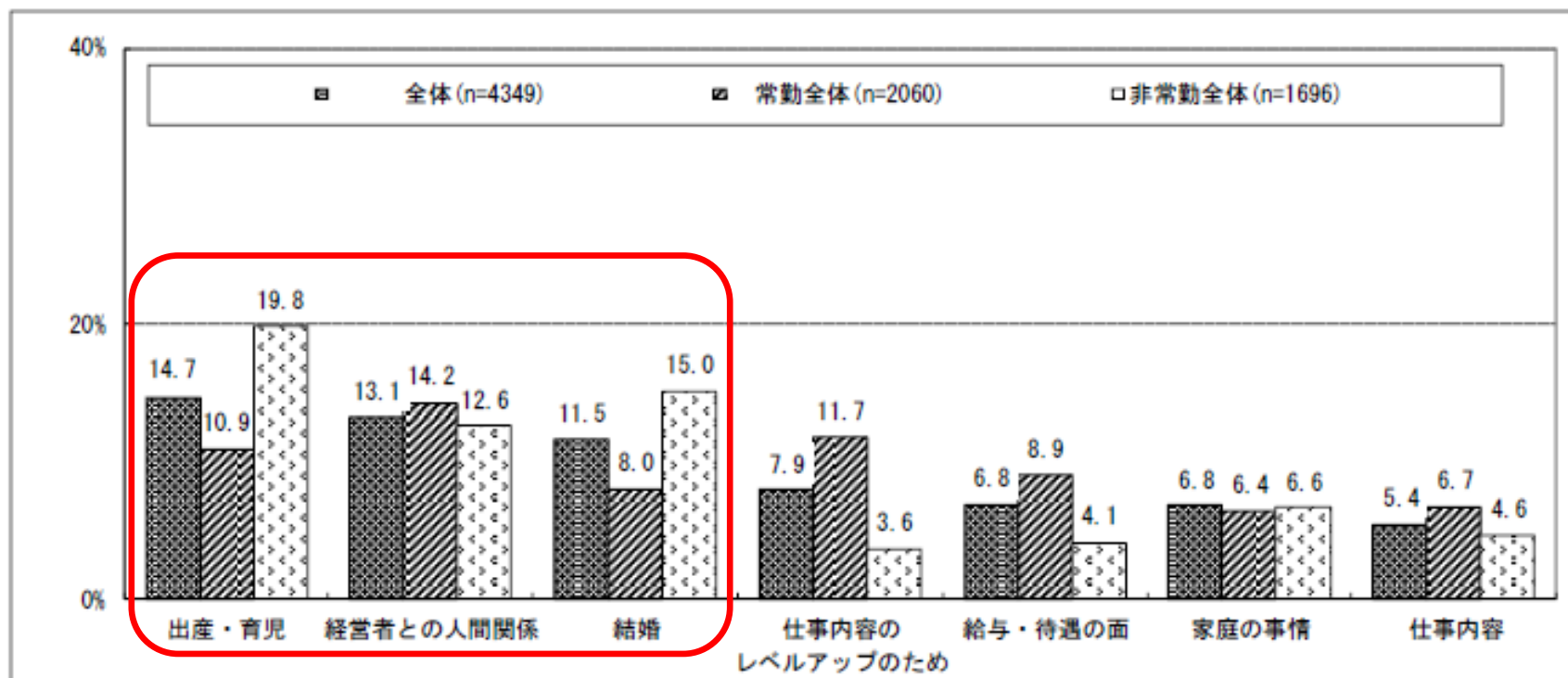


## 【常勤者の勤務先別】



## 勤務先変更の主な理由

- 「勤務先を変ったことがある」と回答した者について、勤務先変更の主な理由を全体で見ると、「出産・育児」が14.7%、「経営者との人間関係」が13.1%、「結婚」が11.5%であった。



# 令和6年度歯科専門職の業務の実態調査 概要（速報）①

○ 本調査は、歯科専門職（歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士）の業務実態（働き方）を把握することを目的に行われた。

調査期間：令和7年3月3日～令和7年4月25日

調査票		調査対象母集団	抽出方法	送付数	有効回収数 （※1）	有効回収率 （※2）
施設票	病院歯科票	全国の病院歯科 （保険医療機関）	悉皆	1,814施設	301施設	16.6%
	歯科診療所票	全国の歯科診療所 （保険医療機関）	都道府県別無歯科医地区又は準無歯科医地区別層化無作為抽出・比例割当法による母集団からの1/8抽出	8,295施設	1,262施設	15.3%
	歯科技工所票	全国の歯科技工所	大規模 ➢ 悉皆 大規模以外 ➢ 都道府県別無歯科医地区又は準無歯科医地区別層化無作為抽出・比例割当法による母集団からの1/8抽出	2,665施設  大規模 ➢ 81施設 大規模以外 ➢ 2,584施設	212施設  大規模 ➢ 54施設 大規模以外 ➢ 158施設	9.0%  大規模 ➢ 66.7% 大規模以外 ➢ 7.0%
個人票	歯科医師票	全国の病院歯科・歯科診療所に従事する歯科医師	病院歯科票・歯科診療所票を送付した施設に従事する歯科医師全員	※3	2,160票	※3
	歯科衛生士票	全国の病院歯科・歯科診療所に従事する歯科衛生士	病院歯科票・歯科診療所票を送付した施設に従事する歯科医師全員	※3	2,438票	※3
	歯科技工士票	全国の病院歯科・歯科診療所・歯科技工所に従事する歯科技工士	病院歯科票・歯科診療所票・歯科技工所票を送付した施設に従事する歯科技工士全員	※3	443票	※3

※1 有効回収数においては、無回答・無効回答を除外して算出

※2 閉業等により郵送が返還された歯科診療所35施設、病院歯科1施設、歯科技工所312施設を除外して算出

※3 専門職票の配布数が特定できないため空欄

（注：速報により最終的な値は変動することがある）

- 病院歯科では、「常勤勤務」が81.0%と最も多く、次いで「非常勤勤務」が16.5%であった。
- 歯科診療所では、「常勤勤務」が67.4%と最も多く、次いで「非常勤勤務」が31.1%であった。

現在のあなたの勤務状況について当てはまるものをお選びください。		合計	常勤勤務	非常勤勤務	その他	無回答
全体	n	2438	1823	565	37	13
	割合(%)	100.0	74.8	23.2	1.5	0.5
うち、病院歯科	n	1321	1070	218	27	6
	割合(%)	100.0	81.0	16.5	2.0	0.5
うち、歯科診療所	n	1117	753	347	10	7
	割合(%)	100.0	67.4	31.1	0.9	0.6

## 勤務先の変更回数と変更の理由

- 勤務先の変更回数は、病院歯科では、「0回」が30.0%と最も多く、次いで「1回」が19.1%であった。歯科診療所では、「0回」が25.8%と最も多く、次いで「4回以上」が20.9%であった。
- 勤務先が変わった理由としては、全体では「職場の人間関係」が33.9%と最も多かった。病院歯科では、「給与・待遇の面」が33.0%と最も多く、歯科診療所では、「職場の人間関係」が37.5%と最も多かった。

### ＜勤務先が変わった回数＞

歯科衛生士養成機関卒業後から、現在までに何回程度勤務先が変わりましたか。当てはまるものをお答えください。

		合計	0回	1回	2回	3回	4回以上	無回答
全体	n	2438	684	484	322	465	478	5
	割合(%)	100.0	28.1	19.9	13.2	19.1	19.6	0.2
うち、病院歯科	n	1321	396	252	188	237	245	3
	割合(%)	100.0	30.0	19.1	14.2	17.9	18.5	0.2
うち、歯科診療所	n	1117	288	232	134	228	233	2
	割合(%)	100.0	25.8	20.8	12.0	20.4	20.9	0.2

### ＜勤務先が変わった理由＞

【問5(1)で「2.1回」～「5.4回以上」と回答した場合にお答えください。】  
勤務先が変わった理由は何ですか。当てはまるものを全て選んでください。

	合計	仕事内容への不満	給与・待遇の面	職場の人間関係	家庭の事情	結婚	育児や家事と両立できないため	出産・育児	介護・看病	自分の健康	仕事内容のレベルアップのため	歯科以外への興味	家族の転勤	感染リスクに不安があったため	その他	無回答	
全体	n 割合	1749 100.0	451 25.8	535 30.6	593 33.9	286 16.4	562 32.1	164 9.4	465 26.6	29 1.7	125 7.1	363 20.8	116 6.6	126 7.2	25 1.4	172 9.8	104 5.9
うち、病院歯科	n 割合	922 100.0	246 26.7	304 33.0	283 30.7	151 16.4	286 31.0	102 11.1	235 25.5	13 1.4	62 6.7	235 25.5	61 6.6	63 6.8	14 1.5	97 10.5	50 5.4
うち、歯科診療所	n 割合	827 100.0	205 24.8	231 27.9	310 37.5	135 16.3	276 33.4	62 7.5	230 27.8	16 1.9	63 7.6	128 15.5	55 6.7	63 7.6	11 1.3	75 9.1	54 6.5

# 歯科衛生士の人材確保実証事業

(歯科専門職の業務の普及啓発・人材確保推進事業)

令和7年度当初予算額 61百万円 (73百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- ◆近年、歯科衛生士の活躍の場が広がっている一方で、離職による未就業者が多い等の課題があり、歯科保健医療提供体制を確保する観点から、「[骨太の方針2024](#)」においても、[歯科衛生士の人材確保](#)が盛り込まれている。
- ◆[第8次医療計画の作成指針](#)においても、地域で訪問歯科診療や医科歯科連携を推進するための方策として、歯科衛生士の活用について示している。
- ◆歯科衛生士の人材確保のためには、即戦力として現場で業務を行えるよう臨床実践力の向上を図る必要があり、臨地実習指導者の指導力の強化が求められている。
- ◆臨床現場を離れていた歯科衛生士など実習経験が少ない者が、不安なく即戦力として現場で業務を行うためには、必要な技術を習得する機会が必要との指摘がある。

## 2 事業の概要・スキーム

- (1) **歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成中央研修【継続】**【実施主体：教育機関、職能団体等】補助率：定額
  - ・国民や患者の多様なニーズに対応し、臨床現場で即戦力として活躍するために必要な技能を身につけられるよう、技術修練指導者や歯科衛生士養成施設の臨地実習指導者等を対象に、技術及び指導力向上のための研修を実施する。
  - ・歯科衛生士を雇用する歯科医療機関の管理者や復職相談等を受ける者を対象とした復職支援のための研修を実施する。
- (2) **歯科衛生士技術修練部門運営事業【継続】**【実施主体：教育機関、職能団体等】補助率：定額
  - ・[歯科衛生士の復職支援及び新人歯科衛生士の技術修練を行う](#)教育機関に対し、技術運営の継続的な運営に係る費用を支援する。
  - (令和5年度までは支援の期間を5年間としていたが、令和6年度から6年目以降も支援を継続し、情報収集の強化並びに実施機関及び受講者の負担軽減を図る。)



## 運営協議会における意見

### <離職者へのアプローチ>

- 歯科衛生士研修センターの募集関係については、現在歯科衛生士として働いていない**潜在歯科衛生士に情報が届いていないことに課題**。
- 色々な所にチラシを配布しているが、**本当に必要としている方々になかなか届かない**。PRの方法に苦慮している。
- 周知について、**離職者のリストが手に入らない**ので、同窓生や歯科医師会、県内の養成校にも依頼して周知している。

### <研修について>

- 研修受講後のフォローアップも重要。
- 新人研修について、附属病院の歯科衛生保健部の全面協力で実施しており、病院歯科衛生士による直接の臨床指導は高評価。
- 研修内容のアップデートや新規受講者へのアプローチなど、歯科医師会や地域との協力が必要
- 研修生が受講しやすいよう土曜日・日曜日の実施や選択制などで対応。ただ、臨床の研修を平日以外で実施することは困難。

### <その他>

- 受講生は人間関係等に問題を抱えている方が結構いる。内容的に一番多いのは人間関係の相談。
- 職場においては、歯科衛生士同士の人間関係によるトラブルなどがある。
- 若い歯科衛生士に働くということはどういうことか、人との協調の教育が必要。
- 相談できるところがあるというのがとても重要なこと。メンタル的なサポートも必要。
- 就業相談対応者講習会について、歯科衛生士だけでなく歯科医師にも受講していただく必要があるのではないか。

## 厚生労働科学研究における検討

### 歯科衛生士および歯科技工士の復職支援に関する取組の現状把握

(平成28年厚生労働科学研究「歯科衛生士及び歯科技工士の復職支援等の推進に関する研究」)

- 関係機関・団体等からの情報収集として、公益社団法人日本歯科衛生士会、公益社団法人日本歯科技工士会、全国歯科衛生士教育協議会等を通じて、関係する事業の情報提供を依頼し、必要に応じて質問紙調査等を実施。
- **復職支援に関する課題**について、「**未就業者の把握と周知方法**」、「**求職者と採用する側との条件が合わない**」、「**早期離職の問題**」等の意見が見受けられた。

1. これまでの議論の状況
2. 歯科衛生士を取り巻く状況と現状
3. 今後の進め方
4. 歯科衛生士の必要数の推計（案）

# 歯科衛生士の業務の状況等に関する現状と課題

## 現状・課題

### <歯科衛生士数及び就業場所>

- 就業歯科衛生士数は約14万人で増加傾向にある。一方で、離職者が多く、就業者の割合は免許取得者の半数以下である。
- 歯科診療所で勤務している者が約90%となっている。近年、病院、介護保険施設等における従事者数が増加している。
- 歯科診療所の常勤歯科衛生士数は、「0人」である歯科診療所が最も多く、全国平均では39.2%であった。非常勤歯科衛生士は「0人」である歯科診療所が最も多く、全国平均では60.4%であった。歯科に係る診療科を標榜する病院においては、「2.0~2.9人」が最も多く19.4%であった。
- 歯科衛生士が常勤または非常勤でいる介護保険施設の割合は、令和3年で介護老人福祉施設が7.7%、介護老人保健施設が13.8%、介護医療院が12.2%、介護療養型医療施設7.4%であった。
- 歯科衛生士が勤務する自治体の割合は、非常勤も含めると、都道府県及び保健所設置市・特別区においては、令和4年で約9割の自治体に配置されていたが、市町村では36.5%であった。

### <歯科衛生士の業務>

- 歯科衛生士の業務について、予防処置は歯科衛生士の約8割が実施しており、歯科診療の補助行為では歯周病治療に係る内容を実施している歯科衛生士の割合が大きい。
- 在宅歯科医療に関連する業務を実施している割合は、「在宅患者への歯科訪問診療の補助」、「在宅患者への訪問歯科衛生指導」がそれぞれ38.9%、36.3%であった。他職種との連携に関する内容を実施している者は約4割であった。
- 周術期等口腔機能管理を実施している歯科衛生士は53.4%、回復期等の口腔機能管理を実施している歯科衛生士の割合は26.5%であった。
- 歯科診療所における歯科衛生士数と歯科医療サービスの関連について、傷病名が「う蝕症」「慢性歯周炎」「歯科矯正」や「検査・健康診断その他の保健医療サービス」の患者数と歯科衛生士数に統計学的に有意な関連がみられるという報告がある。

### <歯科衛生士の働き方及びこれまでの人材確保対策>

- 歯科衛生士の就業状況をみると、全体で約半数が常勤として勤務している。病院では常勤の割合は診療所と比較して高く約8割となっている。
- 人材確保のための取組を実施しているところであるが、離職者へのアプローチは困難であり、課題となっている。

## 本日の論点① （今後の進め方について）

### 論点

- ① 歯科衛生士は予防処置や歯科診療の補助、歯科保健指導を担っており、歯科保健医療に不可欠な存在であるが、加えて近年は在宅療養患者や入院患者等に対する口腔健康管理のニーズが増大している。一方で、口腔健康管理を担う歯科衛生士の必要数の分析は十分に行われていないことから、今後の本検討会においては、歯科衛生士の必要数について検討することとしてはどうか。
- ② 2040年に向けて、生産年齢人口が減少する中で歯科医療の質を確保しながらより効率的に歯科医療を提供できるようにする観点や、85歳以上の高齢者が増加し在宅医療のニーズが増加すると考えられる中で、歯科衛生士の業務である歯科保健指導や歯科予防処置等に関連する歯科診療の補助がより効果的・効率的に実施できる歯科衛生士の業務のあり方について検討することとしてはどうか。
- ③ 離職対策を含む歯科衛生士の人材確保対策について、具体的な検討を行うこととしてはどうか。

1. これまでの議論の状況
2. 歯科衛生士を取り巻く状況と現状
3. 今後の進め方
4. 歯科衛生士の必要数の推計（案）

# 歯科衛生士の必要数や養成に係るこれまでの検討状況①

年	検討会名、研究課題名	検討事項
平成9年度	歯科衛生士養成のあり方及びその需給バランスに関する研究 (研究代表者：浅井 康宏(東京歯科大学教授))	<p>&lt;研究方法&gt; 歯科衛生士のカリキュラムとあり方、加えて需要と供給のバランスについての予測と検討</p> <p>&lt;結果概要&gt; 教育カリキュラムを中心とした歯科衛生士養成のあり方及びその需給バランスに関する2年間にわたる調査分析の結果現段階で以下の結論を得た。</p> <p>1) 歯科衛生士という医療職に魅力をもたせるには、従来の業務に加えて高齢者の介護や障害者の<b>口腔機能訓練など、社会的ニーズに対応した専門性を備えることが必要</b>である。</p> <p>2) そのためには、歯科衛生士独自の学問を体系化し、教育カリキュラムの改善と教育年限の3年制への延長が望まれる。さらに<b>卒後研修制度の充実を計ることも必要</b>である。</p> <p>3) 歯科衛生士の需給に関しては、歯科保健医療体制及び教育制度が現況のまま継続されるとすれば、<u>就業歯科衛生士数は平成20年(2008年)には80,000人前後に達すると推測されるが、需要を完全に満たすことになるかは疑問が残るところである。</u></p>
平成10年5月	歯科医師需給に関する検討会報告書	「歯科医師とともに歯科医療を支えている歯科衛生士や歯科技工士についても、適正に確保していくための方策を検討することが望まれる」旨が記載された。
平成11年3月	「歯科衛生士の資質の向上に関する検討会」作業委員会意見書	歯科衛生士の担う業務内容の多様化に対応するための教育内容の見直しについて意見がとりまとめられた。
平成11年5月	「歯科衛生士の資質の向上に関する検討会」意見書	歯科衛生士養成施設の教育内容の見直し、修業年限の延長（2年以上→3年以上）、教員の資質向上が望まれることが提言された。
平成20～21年度	未就業歯科衛生士の現状の把握とその活用に関する研究 (研究代表者：高木裕三(国立大学法人 東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科))	<p>&lt;研究方法&gt; 公表統計データに基づく2007年における未就業歯科衛生士数と再就業可能者数の推計</p> <p>&lt;結果概要&gt; 公表されている人口統計と歯科衛生士免許登録者数を基準に推計した所、<u>未就業者は59.3%で、その中で再就業可能な歯科衛生士数は49,118人と推計された。</u></p>

■ : 検討会  
■ : 厚生労働科学研究

## 歯科衛生士の必要数や養成に係るこれまでの検討状況②

年	検討会名、研究課題名	検討事項
平成28年度	歯科衛生士及び歯科技工士の復職支援等の推進に関する研究（研究代表者：安藤 雄一(国立保健医療科学院)）	<p>&lt;研究方法&gt; 需給について、医療施設静態調査と衛生行政報告例の個票データ利用に関する厚労省より目的外利用の許可を得たデータを用いて歯科衛生士の市区町村別分布や都道府県別にみた歯科衛生士数の推移の検討</p> <p>&lt;結果概要&gt; 歯科衛生士の需給について、地理的な分布が他の歯科職とは異なっていること、歯科医院長が考える理想的な歯科衛生士数と現実との差から求めた歯科衛生士の不足数は4万7千人弱と推計されたことなど、が明らかとなった。</p>
平成29年12月	「歯科医師の資質向上等に関する検討会」中間報告書	<p>歯科衛生士の人材確保は大きな課題となっており、<b>復職支援や離職防止等の対応が重要</b>であること、<b>歯科衛生士については歯科疾患の予防の需要増加を踏まえ、取り巻く状況の変化に対応した業務のあり方の検討が求められている</b>ことが記載された。</p>
平成29年度～30年度	歯科衛生士及び歯科技工士の就業状況等に基づく安定供給方策に関する研究（研究代表者：須田 英明(東京医科歯科大学 大学院医歯学総合研究科)）	<p>&lt;研究方法&gt; アンケート調査の実施、衛生行政報告例の公表値を用いた地域差等の検討</p> <p>&lt;結果概要&gt; 調査結果から、<b>対象者における歯科衛生士としての就業率は72.6%であり、転職経験者率は68.7%に達していた。都道府県別の人口10万対歯科衛生士数（診療所勤務）は、1970年代頃から東日本に比べて西日本の方が多し西高東低の状態</b>にあり、年次ごとにその傾向が顕著になっていた。</p>
令和元～2年度	歯科医療従事者の働き方と今後の需給等に関する調査研究（研究代表者：三浦 宏子(北海道医療大学 歯学部)）	<p>&lt;研究方法&gt; 統計調査の分析等</p> <p>&lt;結果概要&gt; <b>歯科衛生士の地域分布について、歯科診療所や歯科医師に比べると偏在が生じていた。</b></p>
令和6年5月	歯科医療提供体制等に関する検討会 中間とりまとめ	<p>歯科衛生士の需給の課題は、地域によって異なるため、行政等はその実態把握を行ったうえで、具体的な対応策を検討することが重要である旨が記載された。</p>

■ : 検討会

■ : 厚生労働科学研究

# 本日の論点② 歯科衛生士の必要数について

## (1) 歯科衛生士の必要数の考え方について (案)

### 総論

- ① 今後、さらに人口が減少する中で、歯科疾患構造の変化や高齢化の進展に伴う在宅療養患者や入院患者に対する口腔管理等のニーズが増大する中、適切な歯科衛生士数について、どのように考えるか。
- ② 歯科衛生士の必要数について、他職種の推計等も参考にしつつ、近年の歯科医療のニーズ・内容の変化等を踏まえ、適切な歯科衛生士数の推計について検討を行うこととしてはどうか。

# 本日の論点② 歯科衛生士の必要数について

## (2) 歯科衛生士の供給推計について (案)

### 供給推計の考え方 (案)

- 歯科衛生士の供給推計について、他の職種における供給推計の考え方を参考にしつつ、どのような方法が考えられるか。

(参考) 他の職種における供給推計で用いられている要素

- 前年の職員数 (業務従事者数)
- 新規就業者数
- 再就業者数
- 離職率
- 仕事量
- 入学定員数
- 国家試験受験率
- 国家試験合格率
- 資格の名簿への登録者数
- 資格の名簿への登録率
- 就業率

## 本日の論点② 歯科衛生士の必要数について (3) 歯科衛生士の需要推計について (案)

### 歯科衛生士の需要推計に関する基本的な考え方

- ① 歯科衛生士の需要推計について、他の職種における推計の考え方も参考にしつつ、歯科衛生士の業務内容、勤務場所、勤務形態等を踏まえ、どのような方法が考えられるか。
- ② 需要の考え方について、①医療分野、②介護分野、③その他の分野に分けた推計が行われている職種もあるが、歯科衛生士について各分野に分けた推計を行うことについてどう考えるか。

# 本日の論点② 歯科衛生士の必要数について

## (4) 歯科衛生士の需要推計について (案) (医療分野)

### 推計方法 (医療分野) (案)

① 他の職種における需要推計の考え方を参考にしつつ、どのような方法が考えられるか。

(参考) 他の職種における医療分野の需要推計の考え方の一部を抜粋

- ・ 将来の医療需要
- ・ 医療需要あたり職員数

② 歯科衛生士の従事先の約9割は歯科診療所であるが、病院に勤務する歯科衛生士の需要推計についてどう考えるか。

③ 将来の歯科医療需要を推計に用いる場合、その歯科医療需要について、どのように考えるか。  
また、歯科医師の需給推計と同様に、以下の観点をどのように考えるか。

- ・ 近年の歯科疾患の罹患状況等も踏まえた受療率の予測
- ・ 2040年に向けて在宅医療のニーズが増加することを踏まえた在宅歯科医療や入院患者への口腔管理のニーズの予測
- ・ 国民の口腔衛生状態の改善や歯科保健に関する行動の変化等を含む、その他考慮が必要な事項

④ 歯科医療需要の推計に際しては、NDB等も活用してはどうか。

⑤ 歯科衛生士の勤務形態として非常勤が一定数いることから、歯科衛生士の需要推計においては、実労働時間に幅を持たせた推計を行うこととしてはどうか。

## 本日の論点② 歯科衛生士の必要数について

### (5) 歯科衛生士の需要推計について(案) (介護分野、その他の分野)

#### 推計方法(介護分野、その他の分野)(案)

- ① 歯科診療所からの訪問歯科衛生指導又は居宅療養管理指導として行われる歯科衛生士による歯科保健指導等を行う患者数については、歯科診療所の患者数に含まれると考えられる。
- ② 一方で、介護保健施設等に勤務する歯科衛生士数が増加する中で、その需要推計について、どのように考えるか。
- ③ その他の分野として、衛生行政報告例では、保健所、都道府県、市区町村、学校養成所、事業所、その他に分類して集計されているが、これらの各分野で業務に従事する歯科衛生士の需要推計について、どのように考えるか。

衛生行政報告例における施設類型	就業歯科衛生士数(令和4年)
保健所	707
都道府県	91
市区町村	1,987
歯科衛生士学校又は養成所	1,768
事業所	309
その他	683